

令和2年 第3回松田町議会定例会 会議録 (第5日目)

令和2年9月25日 午前11時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 舘 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 11人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	_____
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	参 事 兼 総 務 課 長	工 藤 義 孝
税 務 課 長	_____	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	_____
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参 事 兼 ま ち づ く り 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	依 田 貞 彦	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	竹 内 淳	書 記	鈴 木 美 紅
---------	-------	-----	---------

5. 議事日程

日程第 1 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書の提出について

日程第 2 陳情第1号 少人数学級編成の実現をはじめとする教職員定数改善、義務教育費国

庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書採択の要請について（総務文教常任委員会報告）

追加日程第 1 発議第 3 号 少人数学級編成の実現をはじめとする教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書の提出について

日程第 3 議案第 32 号 松田町公園条例等の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）

日程第 4 認定第 2 号 令和元年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 3 号 令和元年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 4 号 令和元年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第 7 認定第 5 号 令和元年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 6 号 令和元年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 7 号 令和元年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 認定第 8 号 令和元年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 認定第 9 号 令和元年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 報告第 5 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第 13 報告第 6 号 有限会社みやまの里の経営状況について

日程第 14 委員会の閉会中の継続審査申出書

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議最終日を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、大変御苦労さまです。

本日も引き続き、新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は 10 席とし、マスクの着用、くしゃみ・せき・発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などをお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、発言の際は内容を明確にし、マイクを活用して発言してください。ま

た、町長の説明は今まで以上に的確かつ分かりやすく、議員各位におかれましては、要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。休憩中は、窓を開けるなどして換気を行ってください。また、町長から委任された課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。

なお、クールビズ期間中であります。適宜上着の着脱をして結構です。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してあります。配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(11時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「発議第2号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を議題といたします。

この発議は、地方自治法第112条第2項に規定する賛成者を得られております。

提案者の説明を求めます。4番 平野由里子君。

4 番 平 野 発議第2号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。令和2年9月18日提出。提出者、松田町議会議員 平野由里子。賛成者、松田町議会議員 田代実、井上栄一、古谷星工人、寺嶋正、唐澤一代、齋藤永、大舘秀孝、中野博、南雲まさ子、内田晃。

提案理由。新型コロナウイルス感染症の拡大は、国民生活へ甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、地方税、地方交付税の大幅な減少等による地方財政への影響も予想される中、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ継続的に提供していくため、提案するものであります。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保、充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理・合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日。神奈川県足柄上郡松田町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創

生担当大臣殿。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第2号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

議長 日程第2「陳情第1号少人数学級編成の実現をはじめとする教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本件については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長 井上栄一君。

総務文教常任委員長 それでは、総務文教常任委員会報告を行わせていただきます。

令和2年9月14日。松田町議会議長 飯田一殿。総務文教常任委員会委員長 井上栄一。総務文教常任委員会報告書。本委員会は、9月14日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和2年第3回議会定例会において付託された「陳情第2号少人数学級編成の実現をはじめとする教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について」について慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で陳情を採択すべきものと決定

しました。

2、審査の内容。教育長、教育課長及び担当職員出席のもと、少人数学級編成の実現をはじめとする教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元、松田小・中学校の現状、現場の意見、新型コロナ対策における国等の考え方などの資料について説明を受け、質疑を行いました。

審査の結果、陳情の内容を理解することができ、採択すべきと判断をしました。以上です。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。陳情第1号少人数学級編成の実現をはじめとする教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について、総務文教常任委員会報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

6 番 井 上 動議を提出したいと思います。私の外4名の賛成議員がおりますので、発議第3号少人数学級編成の実現をはじめとする教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書の提出について、直ちに日程に追加し、議題とすることを望みます。

議 長 発議第3号を提出してください。

(発議提出)

ただいま、6番議員 井上栄一君から発議第3号少人数学級編成の実現をはじめとする教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるた

めの、2021年度政府予算に係る意見書の提出についてが提出されました。この動議は、所定の賛成者がありますので成立しました。

お諮りします。提出されました発議第3号を日程に追加し、追加日程第1「発議第3号少人数学級編成の実現をはじめとする教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書の提出について」を議題とすることについて、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。発議第3号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

お手元の議事日程に追加をお願いします。事務局より発議第3号を配付させます。

（資料配付）

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

議長 追加日程第1「発議第3号少人数学級編成の実現をはじめとする教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。6番 井上栄一君。

6番 井上 それでは、朗読をさせていただきます。発議第3号少人数学級編成の実現をはじめとする教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書の提出について。令和2年9月25日提出。提出者、松田町議会議員 井上栄一。賛成者、松田町議会議員 寺嶋正、賛成者、松田町議会議員 内田晃、賛成者、松田町議会議員 南雲まさ子、賛成者、松田町議会議員 唐澤一代。

提案理由。新型コロナウイルス感染症の拡大による密集対策、丁寧な学習指導・支援の必要性、児童・生徒の心のケアなどの必要性が高まっているため、提案するものであります。

2枚目、お願いいたします。少人数学級編成の実現をはじめとする教職員定

数改善、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための 2021 年度政府予算に係る意見書。新型コロナウイルス感染症の拡大により、文科省より「学校の新しい生活様式」が示された。マニュアルでは、密集を回避するための身体的距離の確保について、「1 メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取るよう座席配置を取ります」と記されている。しかし、現行の公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律では、1 学級を 40 人としているため十分な距離を確保することができず、「学校の新しい生活様式」とはかけ離れた状況が生じている。さらに、3 か月に及ぶ休校による学びの遅れを取り戻すために、今まで以上の丁寧な学習指導・支援の必要性が生じている。加えて、長期休校、感染拡大による社会不安や家庭環境の変化などにより、ストレスを抱えながら生活している子供一人ひとりに丁寧に関わりながら心のケアを進めていくことが求められている。そして、社会全体における「新しい生活様式」とともに、恒常的な感染症対策を学校における教育活動として継続的に実施していく必要がある。

これらを実現するためには、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を 2 分の 1 に復元し、少人数学級の実現をはじめ、教職員定数改善のための財源の保障をし、子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが必要である。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため、次の措置を講じられるよう強く要請する。

記。1、少人数学級編成の実現をはじめとする教職員定数改善計画を早急に策定すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 9 月。神奈川県足柄上郡松田町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣殿。以上であります。

議

長 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第3号少人数学級編成の実現をはじめとする教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長 日程第3「議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本件については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 平野由里子君。

産業厚生常任委員長

松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長 平野由里子。産業厚生常任委員会報告書。本委員会は6月3日、7月29日、9月17日、24日に委員6名中全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和2年第2回議会定例会において付託された議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例について慎重に審査しましたので、次のとおり報告いたします。

記、審査の結果。採決の結果、賛成なしで原案を否決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、松田町公園条例等の一部を改正する条例について追加資料の提出を求め、質疑を行って詳細に審査しました。審査の結果、西平畑公園全体を魅力があり人が集うようなものにしたいという意向、さらに、従来の使用方法を否定せず生かし切れていないポテンシャルティーを生かすという方向性、また、持続可能なものとして運営し

ていくという町の考えは理解しました。しかし、この改正においては、町の意向、方向性などが条例案に反映されておらず、また、利用者の負担増となる入園料や使用料等において広く意見を求めていることや、設定の根拠が明確になっていないことなどから、再考すべきと判断しました。

なお、次の項目について強く申入れします。(1) 西平畑公園内の施設利用のための複雑な条例改正であるため、管理に関する条例を新設するなど、分かりやすくすること。

(2) 西平畑公園管理交流施設を「子どもの館」として町民に慣れ親しんだ名称とすること。

(3) 入園料や使用料等は、パブリックコメントなどの手法により町民をはじめ広く利用者の意見を求めること。

(4) 各施設の入園料や使用料等については、積算根拠を明確に示し、設定すること。

(5) 公益性による使用料等の減免、営利による加算については、明確に定義すること。以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。
11番 寺 嶋 1つはですね、審査内容の「しかし」という下段のほうから、「この改正においては、町の意向、方向性などが条例案に反映されておらず」ということはどういうことで審議したのかと。

それから、ちょっと飛ばしまして、「設定の根拠が明確になっていないことなど」ということで、この辺はどのように審議されましたか。

あと、(1)ですけれども、「管理に関する条例を新設するなど」ということは、これは一括条例改正案なので、個別にもっと個別条例等を出して意見を聞いてね、しっかりやるべきではないかというような意見なのかね、方向性なのか。

最後に、新設でありますその公園の入園料、これはどのように審査されましたか。以上、お伺いします。

4番 平 野 まず、「この改正において、町の意向や方向性などが条例案に反映されておらず」というのはどういうことかという御質問なんですけれども、いろいろな議論がある中で、この条例案の書き方に関して、実際にそういうふう最初に

目的となっている前段に書いたことですね。こういったことが、その条例の文として読み取れないのではないかというような意味でこういう文章になっております。

それから、「根拠が明確になっていないことなど」ということと、先ほど、一番最後におっしゃった入園料のことは、ちょっとリンクしていると考えていいですか。（「はい」の声あり）別々じゃなくていいですか。はい。それに関しましては、最終日、昨日なんですけれども、昨日もやはりそこが最後まで議論になっておりまして、やはりその条例案の上限である500円というふうな案に対しては、何ていうのかな、祭りのその実際にかかる経費や、桜の維持も一応含めるとして、そういうものをカバーして余りあるのではないかというような議論が最後まで展開されておりました。このことに関しましては、個々の委員がいろいろ解釈が分かれたところなので何とも言えないんですが、表現としてはこんなふうになってしまいました。

そして、（１）番に関して、一括上程で個別に出すべきということを、本当にこれは本会議に上程されたときにまず問題になりまして、これは４本一遍の条例改定として一括で出されているということがまず問題になってしまって、すごくそこで時間を使いました、委員会でもね。結局は、法制上は別に問題がないことであると、大きな目的、１つの目的の中で出すということで、これは一括しても構わないものであるということで落ち着いて審査に入ったんですけども、最終日に、つまり昨日になって、やはりまたこれは１本の条例のほうに分かりやすいんじゃないかという意見が出たものですから、これに関しても委員会の中で意見が分かれるところだったんですが、一応そういう方の声が多かったので、こんなふうに書かせていただきました。

議 長 入園料の件は。

4 番 平 野 入園料は、先ほどの２番目の答えで兼ねております。（「分かりました。終わります。」の声あり）

議 長 ほかにございますか。

5 番 田 代 今、平野委員長の回答の中で、一部ちょっと解釈が違ったので、私のほうから補足させていただきます。

附帯項目の（１）番です。これについて、当初条例改正が一括提案を審議して話が終わったというふうだったんですけども、当初の話は、一括上程されることはおかしいのではないかと、個別条例なんだから一個一個別に出すべきではないかと、それについて議論したと思います。それで、事務局のほうの総務参事のほうから説明があつて、こういうやり方もあるんだよという中で、分かりましたよということで承諾いたしました。昨日出てきた案は、トータル的にこの公園条例が規則もつくと非常に分かりにくいのではないかと。西平畑公園の中にある施設を管理するのに４つの条例を見ないと分かりにくいと。行政のベテランであればすぐ分かるかもしれないけれども、一般の町民がそれを読んだときにいろんな箇所に出てきてしまうと、それであれば一括にできないかと、そういう話で、当初の一括提案に対しての話と、最後の公園条例を一本化するというのは、まるっきり別物のもので審査したように私は記憶しております。過ちであるようでしたら、ほかの委員さん、おっしゃってください。よろしくお願いします。

議 長 ございますか、その意見について。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

ほかにございますか。

1 番 唐 澤 １点御確認させていただきたいことがあります。ここの報告書に載っている附帯項目、５つの点についてです。今回否決されて差し戻されるということなんですけれども、議会側がこういう考えを持って差し戻しているという、親切心も多分あると思うんですけれども、この５つの内容が、我々議会側は、あくまでも単純な反対、賛成という審議を行う立場であつて、これが執行に対する条件づけの採決にならないのかなというところが少し分からずにいます。本来であれば、否決であれば、修正案というようなことが議員必携121ページとかにも書かれているんですけれども、今回ここに載せて出してきたその理由というものを教えてください。

4 番 平 野 本当に私もこの報告書を書きながら、ちょっとなかなか矛盾するなと思いながら、最後、悩んでいました。最後の委員会のまとめでこの５つの項目が上がったというのは事実です。そして、「次の項目について強く申入れをします」

というところで、結局、皆さんもお持ちの議員必携121ページに表決の条件の禁止という項目がはっきり出ておりまして、賛成か反対かの単純な意思表示であって、仮に議員が賛意を表するに当たって条件をつけても、それはその議員の単なる希望意見に過ぎず、議長はその条件を採決することはできない。仮にそれが認められるならば、問題自体には賛成だが、条件には反対だという場合も起こり、採決が容易にできなくなる。また、条件づきで議決されても、条件の成否の判明するまでは議決そのものが確定しないことになる。このように議会全体としての意思がある条件のもとに決定されるということはあってはならない。どうしても条件をつける必要があれば、修正可能な議題については、修正案を提出するか、あるいは独立した附帯決議文または要望決議を議決し、議会の意思を表明する方法をとるべきであると、ちょっとこれはまだ続きますけれども、このようなことで、はっきりと条件づきはするべきではないと、これは要するに賛成の場合のことであって、それであっても条件づけはなるべくしてはいけないというふうなことが一応うたわれております。

ただ、松田の議会としては、附帯意見というものを前例踏襲ということで、いつもというかな、ほとんど必ずついているというのがこのところ習慣ではないかと思います。それに対して、だから本当にこれは曖昧な位置づけのものだなというのは承知しておりました。

そこへ持ってきて、今回は、否決で、そこに附帯意見をつけるということに関して、やはりこれはちょっと、文章を作っているときに困ったなという感じだったんです。ちょっと流れがよく分からなくなっちゃって。最初はですね、先ほど唐澤議員がおっしゃってくださったように、差戻しだという親切心でもあるのかなというふうに解釈してくださったんですが、まさに私たち、これは否決ですが、出し直してほしいという、特に裏打合せもなくストーリーを作ってしまったということになります。それで、もし差戻しでやり直してくださる場合には、こういうことに気をつけてくださいという意見を附帯したということになります。だから…（「回答じゃないじゃないですか。それに対する回答だけ言ってください。」の声あり）そういう成り行きでつけました。

議長 1 番、よろしいですか。

5 番 田 代 同席しました産業厚生常任委員として、このことについて私なりの見解を発言させていただきます。皆さん、今回、9月の会期中に起こった、審議した内容で記憶は新しいと思うんですけれども、前回、特別委員会で付託となりました議案第43号一般会計補正予算（第9号）、これが松田小学校の整備事業費、表第2表の継続費で23億4,036万、これについて、この一部について前田建設の問題があり、方向性が出てなかったのも、その部分を取り除いて残りを可決しました。したがって、前回のときは、これは、松田小学校の継続費については否決、簡単に言うと、分かりやすく言うと否決のような形をとらせていただきました。その後、町長から、その理由が何も分からないということで、議長宛てに、松田小学校整備事業費が継続費、これが認められなかったのはどういうことかということで、議長宛てに設問が来しました。

そういった経緯があった中で、ある程度そういったことを入れていいのではないかというふうなことを私は考えてしまいました。正規には、今、平野委員長が申し上げたとおり、また唐澤議員の御指摘のとおりです。この附帯項目は入れるべきではなかったと思います。ただ、同じ会期中にそういったことが起こって、議長名でね、こういった理由で取り除かせていただきましたよという報告を受けた後、今度はまた補正10号でね、その件とまた別件の公有財産の絡みで御提案があり、ある程度キャッチボールができたという中で可決したと、そのような経緯がありましたので、今回は確かに御指摘のとおりです。以後、またそういうことがあれば、平野委員長のお話のとおり、別個に附帯決議とか、そういった議員必携の約束事に基づいてやるべきことだと思います。ということで御理解いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 1 番、よろしいでしょうか。

1 番 唐 澤 どのような経緯でここに載せられたかということは理解しました。本当に議会議中、いろんなことがあって、議会側の親心的な気持ちも多分あったんだと思うんですけれども、やはり事がスムーズに進むには、一番ルールにのっとってシンプルに進めることが私は大事だと考えています。この件に関して、前田建設さんのことはそれはそれ、これはこれだと思うんですね。なので、この件に関してまた執行側から意見書というか、何かが出たときに議会は答えればいい、

そのキャッチボールをシンプルに行っていくべきだと思いますので、今後その辺りはよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

6 番 井 上 今のですね、1 番議員のですね、関連ですけれども、ちょっと委員長の方の説明というのがよく分からなかったんですけども、これはですね、条件づけの、条件をつけたものなのか、単に、今、5 番議員が言われたように、そこでの委員の考え方を審査の内容として設けたものなのか、そこがですね、はっきりしないわけですよ。条件づけであれば、1 番議員が言われたとおりで、また委員長が説明されたとおり、議員必携等のですね、ルールに関わるわけで、それが採決に影響するということがありますけれども、これを見ると、なかなか条件づけということで、A でなければこれは否決ですよ、B でなければこれは可決ですよというような条件づけには、私としてはですね、ちょっと読めないと思ひますので、委員長のこの報告書に対する判断をお願ひをいたします。

4 番 平 野 まさに井上議員御指摘のとおりで、私も頭の片隅に条件づけはいけないということは分かっていたので、この条件づけというふうには見えないような書き方をしたつもりです。つまり、委員会で出た意見をここに集約して付与しました。

6 番 井 上 確認ですけども、これは条件づけの報告書じゃないということによろしいわけですか。

4 番 平 野 はい、形としてはそうなります。

6 番 井 上 委員長の意見としてですね、形としてはというのはどういう意味か分かりませんけれども、委員長がこの報告書を作られたわけですよ。委員長の意見で、委員長はどういうふうに思われるか、そこを言ってほしいわけですよ。形としてとか、形式とか、様式という話じゃなくて、委員長はこの報告書を作って今報告されたわけですよ。これが条件づけの報告書なのか、条件づけというのは、先ほど私が言いましたように、A ならば否決、B ならば可決と、そういったことになるかと思うんですけどもね。そこが明確に条件づけの報告書か、そうでないか、それだけお答えください。

4 番 平 野 条件づけ報告書ではありません。（「了解しました。」の声あり）

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 それではですね、産業厚生常任委員会のほうの審議ということで、ここで4回ということで、数を重ねていただいたと思います。その中で、こういった審議がされたのかどうかということをですね、4点ぐらいお聞きをしたいと思います。

まず、先ほどもですね、前者の方が聞かれた中でですね、この一部改正の条例名が「松田町公園条例等」ということで、幾つかの関係する条例を1つの一括でやると。それは、法制執務としてはですね、間違えではないというふうなことがありましたけれども、やはり議会側は、委員会側としてですね、大変分かりにくいのではないのかな。これを今回是とすればですね、次回以降もこういう大変分かりにくい、議会が分かりにくいとすれば、町民はもっとより分かりにくいのではないかということで、そういった議論はされたのかということです。

あとですね、この議案第32号のですね、7ページ、別表第12条関係というところで、使用料のレストラン、工房でそれぞれの時間貸し、1か月貸しというのがあります。これもですね、何回かですね、どういうふうな内容なのかということをお聞きしましたけれども、それぞれの使用区分で1時間または1か月、工房の1時間、1か月というのは、これはもう関係者だけが利用できるプライベートレストランとかプライベート工房という意味での利用の仕方なのか。それともそこがですね、ある程度一時的にテナントということで一般のお客さんを対象とするような利用方法を想定しているのかの審議がどういうふうになされたかということです。

あとですね、参考資料の中で、公園を利用してもらうために必要となる維持管理に要する財源を確保することを目的とし、持続的かつ安定した公園の運営を図るという改正趣旨の説明がありますけれども、ここでですね、当然公園を有料化するということになる、利用者数というのは、やはり有料化すればですね、減少するのではないかなというふうに思いますので、そういったことに対してのシミュレーションというものを執行者側から提示してもらってですね、こういった場合、例えば10%、20%、30%減少となった場合に、10%減少してもそれに対する財源がこれだけ上がるということで、こういったシミュレーシ

ョンとしては成立するのではないかというような審議をされたかということです。

4点目といたしましては、松田町公園条例というものがあまして、この一部改正の中ではですね、この松田町公園条例、現在はですね、松田町立公園というのは1か所、西平畑公園しかないんですけれども、この中でですね、ここで有料化ということでやった場合に、町の公園というのは、基本的に全てですね、有料化された公園であるというふうな解釈になります。その松田町公園条例の、現行の松田町公園条例の第1条の「公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」という公園と、今回の一部改正の中での有料化に係る部分の審議をどのようにされたのか。以上、4点をお願いをいたします。

4 番 平 野 井上議員の4点の質問ですが、まず1点目ですね、一括でやられると分かりにくいのではないかという話合いなんです、さんざん私たちもその入り口論として、一括あるいはばらばらにするというところで時間を使ってきたんですけれども、法制上は問題がないとか、そういう部分の話は何回も出たんですが、こちらが分かりにくいというようなことを逆に最後のこの1番のあれとね、先ほど田代議員がおっしゃったように、最初のときの議論と今回この附帯でつけているそれがちょっと気持ちが逆になってしまうので、頭を切り替えなくてはいけないんですが、最初は、ばらばらに出したほうが分かりやすいというような議論でやっておりましたので、そこは、私たちはそこでばらばらにすれば分かりやすいという議論でやっておりましたので、特にその、それ以上の、これをどう分かりやすく、もっと分かりやすくすればどうするのか、そこまでは議論はしませんでした。

2番、レストランの占用使用については、これもやはりかなり問題となったところで、公共の公園施設を占用という使い方をして、認めてもいいのかというようなところで、17日にお答えをもらって議論をそこでしたところなんです、やはりいろいろな、何ていうかな、現実的にどんなふうに使われるのかとか、そういうところを想像して話をみんなで想像しながら議論をしたんですが、もしその占用使用、有料使用の方がいたときに、一般のレストランのお客さんが来てしまったらどうするのかとか、そういういろんな仮定の質問もした

んですけれども、その結果、使用の許可をするときにそこをきちんと審査をする。つまり、本来の目的、つまりレストランであればレストランとしての目的ですよね、を妨げないか。それから、一般の人の使用を著しく妨げないかというようなところを貸すときにそれは見ていくというようなことでありました。

そして、3つ目ですね。有料化すると人が減るんじゃないか、そのシミュレーションはということで、これもいろいろな委員のほうから減るんじゃないかというシミュレーションを出してほしいというような声はあったんですけれども、最終的にどのくらい、パーセントがどのくらい減るとか、そういう数字は出なかったと思います。ただ、どれだったかな。資料の…すみません、ぐちゃぐちゃになっちゃって。ただ、ほら何%減るとかじゃなかったでしょう。令和2年度でこれが改正されたらの人数、それからコロナが続いたらという人数、それは多少減っていたりとか、そういうシミュレーションは出ております。

4つ目なんです、ごめんなさい、後で補足してください。4つ目なんですけれども、公園条例の中の有料化というところですね。私も、実はこれ、すごい気になったところで、松田町公園条例というところに、第22条として今回追加される文章ですね。入園者は、別表第1に定める入園料を納付しなければならない。ただし、町民及び町民以外の者で町内に在勤する者は、当該入園料を免除するという一文がここに改正によって追加されますという提案でした。私もこれを読んだときに、この公園条例は、松田全体の公園のことだから、これ全部に及んじゃうんじゃないってちょっとびっくりしたんですが、幸い別表第1に定めるというふうにちゃんと規定されていたので、別表第1を見てみたら、後ろのほうにあるんですが、そこにはちゃんと西平畑公園のことしか書いてなかったもので、これはこれで誤解はないけれども、分かりにくいなというふうな印象は持ちました。

以上です。ちょっと補足があればお願いします。

議	長	補足、ありますか、補足。
5 番 田	代	2点目のレストラン、工房、この1時間貸しまたは1か月以上1年以内の貸し方、これについてはかなり議論をさせていただきました。結果的に否決になりましたから条件の中には入れなかったんですけれども、ある程度、1つは修

正議決ということも意識してましたので、この貸し方については、委員会としてこんな感じではないかという議論はしております。

簡単に申し上げますと、レストラン、それと工房、指定管理者が経営されても、または町が直営であっても、やはり飲食業ですから非常に難しい経営になるのかなと。やり方によっては、昼間普通のサービスをして、夜のすばらしい景色をうまく利用しながら商売として成功するには、やはりそれなりのテクニックを持った、技術を持った業者でないと難しいのかなと。それと、あとは工房、これもやはり同じです。あの工房を使って運営していくには、素人…。パートの方が簡単にできない、また従業員でもそれなりの知識のある方が行わないとできないというふうなことで、時間貸しが入ってしまうと非常に分からなくなってしまう。公共の福祉の目的の中で、この1時間貸しはどうかのかなという議論はしました。

その結果、我々のイメージとしては、隣に文化センターがあります。その中に食堂部門は行政財産の一部使用ということで、たしか1年ごとに許可して使っていて、利用者の便を図っていると思います。我々の結論としては、結論は、採決はとらなかったですけど、委員会の考え方としては、町が直営でやっても、また指定管理者であっても、行政財産の一部使用として、町が直営である場合はそういった使い方をしてもいいんじゃないか、専門業者に入ってもらってもいいんじゃないか。それと、指定管理者にあった場合は、また行政財産の一部使用の原則から外れて、町との協議になると思うんですけど、そういった中で契約をするときに専門業者を入れるよというふうな中で、いろんな選択が出るというふうな考えもあるのではないかと。これは委員会の考えです。そういう議論をした中で、1時間は取ったほうがいいだろうと。（「取れるんですか、お金を取れるの、そのやり方で。」の声あり）ちょっと待ってください、これは今、付託のあれだから。ですから、この条例の中の1時間というあれは、もし修正議決をやるのであれば取って、テナントの方法、そういうふうな中で、あとは町との契約の中で指定管理者は協議書で詰めていただく。町が直営でやる場合は、今お話しした行政財産の一部使用、そういうふうな考えの中で、手法はいろいろあるのかなと。一つ一つ裏は確認してませんが、過去の事例か

らそういうふうな議論でよろしいのではないかというふうな考えで行ったのが2点目です。

それと、4番目、公園条例、いろいろ公園がある中で、ほかの公園も全部入園料とかそういう使用料とか入っていると、見られてしまうのではないかという6番議員の質問なんですけれども、この公園条例に西平畑公園の内容を全部入れて一括の条例にすると、今御指摘のあったように非常に分かりにくいなという、そんな感じになりました。そのような中で、(1)に出てると思いますが、今回の条例は、4か所の施設を別々に改定している、比較的1個1個は分かるんだけど、一緒にした場合に非常に分かりにくいと、そういうふうなことで、ここを朗読させていただきますと、「西平畑公園内の施設利用のため複雑な条例改正であるため、管理に関する条例を新設するなど、分かりやすくすること」と書いてある意味が、ほかの公園、例えば宮下公園だとか、沢尻のところにある上病院の近くにある中丸公園とか、もろもろの公園と西平畑はちょっと違うと。であれば、ここに名称はつけなかったんですけれども、例えば、西平畑公園管理条例みたいな形にして、今回の御提案のあったものを一括にそれで入れたほうが、ほかの人も見て分かりやすいのではないかということで、そういう中で議論は、井上議員の4つ目の質問は、我々はそういうことでして、(1)番として附帯項目、好ましくない記載ですけども、そういうような形で掲載させていただきました。以上です。

議 長 よろしいですか。

6 番 井 上 御丁寧な答弁ありがとうございました。まず、1点目の一括でやるということですね、ちょっとこれが前例にならないようにですね、やはり目線、やはり議会、議員の目線というのは、やはり町民の目線に近いところがあるというふうに理解をしています。これが前例にならないようにというふうに思います。

2点目のですね、レストラン、工房の占有、これは占有になるのか、それともそこでオープンなレストラン、オープン工房として一般客を対象にするのか辺りなのかなと思います。そういった審議が行われたということは理解ができました。

シミュレーションのほうは、執行者側の単なるですね、こうなったらこうだ

とか、コロナ禍ではこうだとかということではなく、やはり委員会としてですね、10%、20%、30%来園者が減った場合には、こういうふうになるんだというふうなところの中から委員会として判断をしていただきたかったと。それも執行者側から資料が出ない段階ではですね、なかなか難しいのかなというふうにも思いました。

4点目のほうはですね、そうですね、先ほどの産業厚生常任委員会報告書の中の附帯項目の1番の中でですね、やはり公園条例というのは、これからの松田町、公園が1つだけ、西平畑公園だけということではなく、様々な公園というのができてですね、やはりこの松田町公園条例という町立公園を全体として位置づける公園条例でありますので、その中でもうすぐに公園は有料化だよと、一部改正の条例の22条の中で入園料を納付しなければいけないとうたうのは、ふさわしくないという審議が委員会で行われたことは理解をし、またその委員会の考え方として附帯項目の第1番の考え方があるということは理解できました。以上でございます。

議 長 ほかにございますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。委員会報告が否決ですので、原案に賛成の方から始めます。

4 番 平 野 議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例について、原案に賛成の立場から討論します。

まず最初に、私は産業厚生常任委員会委員長として審査をし、先ほど否決として報告をさせていただいたものです。しかし、委員会審査独立の原則もあり、また委員長は委員会採決では表決をしていないことを御理解ください。

委員会では、4月、5月からこのテーマで勉強を始めており、委員の皆様とも担当職員の皆様とも時間を費やして議論を積み重ねてきました。これまでの議論を読み返し、熟考しましたが、これを全否決で終わらせてよいのだろうかという思いが拭えません。私もこの議案には、全面的に賛成できない部分があります。しかし、西平畑公園を何とかよい方向に持っていきたい、従来の在り方を否定せず、生かし切れていないポテンシャルティーを生かす、持続可能な

ものとして運営するという町の考えには全面的に賛成です。委員の皆様もここは同じお気持ちだということを先ほど報告しました。そこから先が納得し切れないから、じゃあ否決をしてしまうのかというと、私は逆です。

5月の委員会において、担当者から西平畑公園の課題として3点挙げられました。すなわち来園者の減少、運営収支の悪化、財政負担です。施設の老朽化です。これらの課題をそのままにしてよいわけがありません。6月に上程されると、本会議でも、その後の委員会でも、公園の公共としての在り方と、子どもの館、自然館のコンセプトがクローズアップされました。委員会において、担当者側が安全に利用するための公共としての公園機能と、付加価値的サービス提供による地域振興機能を分けて収支を出してくださったことにより、公共としての公園の部分にまで利用者負担を求めるわけではないということが整理されました。子どもの館と自然館の在り方については、平成5年の開館からの経緯を振り返り、子供と自然をテーマにした公園という在り方を確認し、一時商業ベースに振りかけたときに反対署名まで起きたことを想起し、むしろ西平畑公園がほかにはない公園とされる重要な要素であると理解されました。

そして、入園料、入館料、使用料の設定について、私もその上限に関しては、納得のいかないものが一部ありますが、担当側から、町直営での運営の中では、現行からわずかに上がるだけの金額が提示されました。また、入園料、入館料については、町民の免除規定もあり、またそもそも、ふだんの使い方では町民であろうが町外であろうが、これまでどおり無料という確認もしました。しかし、上限をここで認めてしまえば、歯どめがないという指摘もしました。それに対しては、議会は、指定管理の承認段階でチェックをする機会がある。また、それ以降も常に情報共有をし、意見を聞いていくという確認をしました。

ほかにもありますが、こうした幾つかのターニングポイントがあり、完璧ではなくても、一応の理解をしながら進んできたので、どうしても部分は修正をしてでも委員会が通るのではないかと感じておりました。かなり丁寧な議論を積み重ねてきたものが、ここで御破算というのは、やはり納得がいきません。

最後になりますが、桜まつりでの入園料、今回、上限500円の提案でした。寄ロウバイ園も条例では500円ですが、今現在、300円で運営をされております。これも、有料では人が来なくなると最初言われましたが、今、どうでしょうか。関係者の皆さんの御尽力で大変賑わっております。松田山の桜まつりは入園料は駄目というのは、どうも納得ができません。実行委員会は苦心され、協力金という形で2回実施されましたが、大変な御苦勞があったと聞いております。それでも、まつりをやるという誇りを持って取り組んでこられた商工会の関係者の方々に、議会はもう応えるべきではないでしょうか。指定管理の更新がなくなり、町直営となってから年間収支は約1,800万円の赤字です。条例改正する前に、管理責任を明確にして経営の基本を見直すべきだという声も聞いております。これはもちろん、できることはすぐ着手してほしい。それで今回の条例改正なんです、これで全て黒字化するというわけではありません。でも、指定管理に出す前でも、半分にできる可能性はあります。この定例会は決算議会でもありました。財政運営には、町長や職員の皆さんが常に知恵を絞っておられることは知っております。また議会側にも、財政推計をいつも心配される皆さんがそろっておられます。西平畑公園の運営がこのままでよいのか、いま一度お考えいただいて、議論に一気に幕を引くのではなく、課題解決に向けて一歩踏み出しましょう。

議 長 ほかにございませんか。

6 番 井 上 議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例について、反対の立場で、原案にですね、について反対の立場で討論をします。

現在、松田町は少子高齢化の中、人口減少などにより税収減、そして行政施設の老朽化などで財政面で大変厳しい状況にあります。町当局は、ここで西平畑公園、特定をしております、桜まつり等の入場者からの料金を徴収をして、その財源を公園の維持管理費に充当をしたいという町の思惑は理解をしてございます。ただ、松田町公園条例は、現在は1か所、西平畑公園のみであります。公園条例の第1条にありますように、これからできるかもしれない。やはり町民のための公共の福祉の増進に寄与するための公園である。そこでですね、ぽんと有料化をですね、一部改正の条項の中に入れるということについて

は反対であります。これは、別表第1の中で西平畑公園というふうに明記してございますけれども、特定の公園またはその特定の公園のですね、管理条例などで、有料化については対応すべきであると考えます。

委員会報告は、何回も数を重ねて審議されたものであるということは理解ができます。その中で、委員会報告書の中で、町の意向、方向性などが条例案に反映されていないや、町民に広く意見を求めているという報告書の内容は、私と考えを同じくするものであります。この報告書を尊重をしていただきたいと考えまして、議案第32号に対する反対討論といたします。以上です。

議 長 ほかにございますか。ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例に対する委員長の報告は否決です。したがって、町長提出の原案について採決します。議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例は、町長提出の原案について賛成の方の起立を求めます。

起立少数であります。よって本案は否決されました。

議 長 暫時休憩します。休憩中に食事をとっていただき、午後は1時より再開いたします。(12時10分)

議 長 休憩を解いて再開します。(13時00分)

日程4「認定第2号令和元年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは説明させていただきます。松田町の人口は約1万700人ですが、国保被保険者は人口の4分の1弱の2,478人となっております。さらに、国保加入者の約5割が65歳以上という状況でございます。60歳未満の方の多くが会社等の被用者保険に加入していますが、定年退職後に被用者保険から国民健康保険に切り替えること、高齢化の進展に伴い、年金受給者を主とする無職者の割合が増加傾向にあり、60歳未満では被用者保険に加入できない失業者、非正規雇用者、長期療養者等も加入しております。こうした中、将来にわたり、持続

的かつ安定的な運営を確保するため、平成24年と平成29年度には、国保税の税率改定を行わせていただきました。また、税務課と連携を取り、税の収納率の向上及び強化を図り、さらに保険事業では子育て健康課に預託し、生活習慣病予防のため、特定健診、特定保健指導事業を行い、データヘルス計画に基づき、病気の早期発見・早期治療に務めました。平成30年4月からは、国保制度改革が行われ、都道府県が財政運営の責任主体として参入しているところでございます。

令和元年度の決算でございますが、208ページの実質収支に関する調書を御覧ください。1、歳入総額12億9,380万6,095円。2、歳出総額12億1,271万8,367円。3、歳入歳出差引額は8,108万7,728円で、同額が実質収支額となっております。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を7,500万円といたしました。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。210、211ページを御覧ください。歳入でございます。款の1、国民健康保険税、予算現額2億6,942万8,000円、収入済額2億7,764万7,714円、不納欠損額は241万6,200円、収入未済額は4,073万7,616円となっております。国保税の収納率につきましては、現年度分が96.68%で前年度比較2.39ポイントの増加。滞納繰越分が30.9%で前年度比較11.95ポイントの増加となり、全体では86.55%で、3.7ポイントの増加となりました。差押えにつきましては26件、525万900円で、内訳は給与9件、生命保険2件、預貯金13件、不動産1件、その他1件となっております。不納欠損の内訳ですが、5年経過した消滅時効によるものが30件、生活保護などの理由により執行停止として3年経過したものが6件、死亡や行方不明で徴収することができないことが明らかであることによる即時消滅が7件、合計43件となっております。なお、参考といたしまして、令和2年4月から現在までの滞納繰越分の収納状況につきまして、令和2年8月末で444万9,045円を収納しております。今後も引き続き収納率の向上に努めてまいります。

次の212、213ページを御覧ください。款の3、国庫支出金につきまして、予算現額600万円、収入済額438万円です。歳出の保健事業に対する国民健康保険

調整交付金と災害時特例補助金となります。昨年の台風19号の際、松田町に災害救助法が適用されたため、国保税の減免措置と医療費の自己負担金を免除した金額に対して10分の2の補助となっております。

款の4、県支出金につきましては、制度改革により、神奈川県から保険給付費等に充てるものとして交付金を受ける流れに変わっております。予算現額9億2,349万9,000円、収入済額8億9,226万8,556円。普通交付金が主に保険給付等に充てられ、特別交付金は保険者努力支援、特別調整交付金分、都道府県繰入分、特定健診等負担金分となります。

款の5、財産収入につきましては、財政調整基金積立金利子でございます。次のページにわたりますが、節の1から4までは、法定繰出金基準に基づき一般会計から繰り入れた交付税措置された法定分が9,760万4,512円でございます。節の1、保険基盤安定繰入金は低所得者の保険税を公費で補填する制度で、保険税軽減分として県4分の3、町4分の1、保険者支援分として国2分の1、県4分の1を一旦一般会計で受け入れ、町の負担分4分の1と合わせて繰り入れるものでございます。節の2、職員給与費等繰入金は職員3名分の給与費と事務費分でございます。節の3、出産育児一時金繰入金は歳出の出産育児一時金の3分の2が繰り入れされるものでございます。

214、215ページを御覧ください。節の4、財政安定化支援事業繰入金ですが、国保財政の安定化を図るため交付され、一般会計で受入れをして国保会計に繰り入れたものでございます。節の5、その他一般会計繰入金は国保会計の不足分を一般会計から補う法定外繰入分で、予算現額1,500万でございますが、収支が黒字となったため繰入れはしておりません。項の2、基金繰入金、目の1、財政基金繰入金は支出でも説明いたしますが、平成28年度末に神奈川県より借り入れた保険財政自立支援事業資金に対する公債費元利償還金に充てるため1,000万円を繰り入れたものでございます。

款の7、繰越金、平成30年度からの繰越金は、予算現額920万7,000円、収入済額920万7,512円でございます。

款の8、諸収入、予算現額55万7,000円、収入済額241万7,799円。主なものは、項の1、延滞金加算金及び過料の保険税の延滞金でございます。滞納整理

の強化に伴いまして、予算額より多く収入したものでございます。

項の 3、雑入、216、17ページを御覧ください。雑入は第三者行為による納付金でございます。歳入合計欄を御覧ください。歳入済額12億9,380万6,095円でございます。

次に218、219ページを御覧ください。歳出でございます。款の 1、総務費、予算現額3,333万円、支出済額2,997万2,800円、不用額335万7,200円。不用額の主なものは職員手当等でございます。支出の主なものは職員 3 名分の人件費、レセプト点検員等 3 名分の賃金、被保険者証の発行にかかる郵送料など一般管理的な事務経費、国保連合会に関する団体負担金でございます。また、収納対策員 1 名分の報酬と、次の220、221ページを御覧ください。国保運営協議会委員 6 名分の報酬などでございます。

款の 2、保険給付費、予算現額 8 億9,831万4,000円、支出済額 8 億6,663万8,288円。不用額3,167万5,712円の主なものは一般被保険者給付費と一般被保険者高額療養費でございます。前年度比較約10.2%の減となっております。被保険者数は減っているものの、被保険者の高齢化が進んでいることや医療技術の高度化により、依然として高額なところで推移しており、被保険者 1 人当たりの医療給付費は40万4,340円となっております。項の 2、高額療養費は支出済額 1 億1,248万4,854円と、前年度比較約15.1%の減となっておりますが、同じく、依然として高額で推移してございます。

次の222、223ページを御覧ください。項の 4、出産育児諸費の出産育児一時金につきましては、4 件分の経費でございます。項の 5、葬祭諸費につきましては、1 件 5 万円で27件分でございます。

款の 3、国民健康保険事業費納付金は平成30年度の制度改革で設けられたものでございます。予算現額 2 億9,116万5,000円、支出済額 2 億9,116万1,980円。次の224、225ページを御覧ください。項の 1、医療給付費分及び項の 2、後期高齢者支援金等分は一般被保険者、退職被保険者等に分けられており、項の 3、介護納付金分については国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収したもので、それぞれ神奈川県により決定された金額を納付しております。

款の４、共同事業拠出金につきましては、一般被保険者から退職被保険者等に移行する方のリスト作成にかかる国保連合会への拠出金でございます。

款の５、保健事業費につきましては、予算減額1,674万1,000円。支出済額1,404万1,457円でございます。目の１、保健普及費では管理栄養士１名分の報酬や教材費の支払いと人間ドックの補助金として受診者78名分をお支払いしております。

224、225ページを御覧ください。国保ヘルスアップ事業につきまして、目の２、国保ヘルスアップ事業につきましては、予算現額617万9,000円。すみません、226、227ページでございます。すみません。目の２、国保ヘルスアップ事業につきましては、予算現額617万9,000円、支出済額453万3,137円。平成30年度から本格化した保険者努力支援制度にかかる事業として実施したものでございます。平成29年度中に策定したデータヘルス計画に基づき、被保険者の健康保持、増進のための事業として糖尿病性腎症重症化予防事業、地域包括ケアシステム推進事業、早期介入保健指導事業を実施しました。これらの事業に従事する保健師等の賃金、健康教育の講師等にかかる報償費、委託料などを支出しております。項の２、目の１、特定健康診査等事業費は特定健康診査、特定保健指導に関する費用や、医療費通知の発行などに関する経費でございます。40歳から74歳となる被保険者等の特定健診の公定報告において、対象人数は2,115人、受診者数は前年度に比較して微増の650人、受診率は30.7%でございます。特定保健指導の対象者は動機付け指導71人、積極的指導18人でしたが、参加者は21人で行いました。

次の228、229ページを御覧ください。款の６、基金積立金につきましては、支出済額１万2,002円。こちらは財政調整基金積立金利子でございます。

款の７、公債費、項の１、広域化等支援基金償還金は、平成28年度に神奈川県から借り入れた5,000万円を平成30年度から令和４年度までの５年間で毎年1,000万円を均等償還するもので、２年目の1,000万円を神奈川県に償還したものでございます。

款の８、諸支出金、予算現額115万4,000円、支出済額89万1,700円。諸支出金につきましては、保険税の還付でございます。

230、231ページを御覧ください。款の9、予備費につきましては、保健事業費の一般管理経費の人間ドック補助金及び基金積立金の財政調整基金積立金利子へ充用いたしました。

歳出合計欄を御覧ください。支出済額12億1,271万8,367円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺 嶋 211ページ、国民健康保険税の収入未済額がね、毎年多くなっております。若干減っているものですね、ほとんど滞納は減っていないということで。この収納対策ということでお聞きしたいのは、短期保険証などを発行してね、保険税をですね、収納してもらおう、そういう取り組みのほうはいかがでしょうか。

あとは、221ページ、全体的に言えば、保険給付費等ですけどもね、大幅に減っている、減額なっております。お医者さんにかかる人がね、減ったとか、高齢者の方が減ったとかというんですけども。これは延べにしてなんですかね、診療かかる件数がね、減っているということなんでしょうけども、どのぐらい減っているのか、その辺、分かりましたらお知らせください。以上です。

町 民 課 長 滞納のある方については、資格者証や短期証の発行は実施してございます。

あとですね、診療の件数というのは、ちょっと把握してないんですけども、全体としまして、1人当たりの医療費としては、昨年度より減少してございます。（「保険証の発行分かりますか。」の声あり）すみません、ちょっと発行人数は、ちょっと今、手元では分からないので、申し訳ございません。

議 長 ほかにございますか。

6番 井 上 2点ございます。まず1点目はですね、223ページ、国民健康保険事業費納付金ということで、これはですね、制度改正で県、保険料、国民健康保険料…保険税ですか、保険税の県内の広域化に伴う部分で国民健康事業費の納付金を納付金として支出をするという金額だと思います。これにつきましてはですね、この決算額が2億9,100万円ということになっています。だとしますと、この収入、国民健康保険税ですね、211ページの款の1、国民健康保険税の収

入済額とですね、この223ページの国民健康保険事業費納付金とのですね、計算といいますか関連はどういうふうなかたちになっているのか。またですね、それに伴って、今まで広域化が始まる前にですね、シミュレーションとして国保保険料、納付金がどうなっているかというシミュレーションを示されたと思いますが、それとの差については、どうなっているのか。

またですね、ページ402ページの中に、国民健康保険事業及び国保診療所事業、財政調整基金ということで、決算としてですね、3,000万円積み立てて、先ほどありましたように、繰入金で県からの貸付金に対する元利償還の1,000万円を取り崩しています。決算年度末では2億2,500万円というふうに、大きな基金となっておりますが、今後ですね、こういった基金について、どのように考え…大分大きい金額になっています。これにつきまして、今後どのようにですね、その基金の原資を活用をした利用を考えられているか。分かればお聞かせをいただきたいと思います。

町 民 課 長 223ページの国民健康保険事業費納付金と211ページの国保税の収納した金額との差額がございしますが、こちらですね、収納率や、何ていうんですかね、保険事業等をプラスの事業をやったことによって上乗せされてくる部分がございしますのと、ですから実際、保険税では賄えない部分というのは、そういう補助金で賄ってございます。基金がですね、ここで7,500万円上乗せしていますので、3億円ぐらいになりますけれども、毎年1,000万ずつの償還金は5年間ということで5,000万円減ります。それと…（私語あり）はい、来年度償還したとしても3億近くございますので、そちらをどうやって使うかということなんですけども、今はですね、小さい都市、市町村については、収納率がちょっと高めなんですけども、横浜とか川崎とかは収納率が低いんですよ。そういうところで、プラスの交付金といったら変ですけど、県からもらえるお金に差がございまして、それを今度調整するというか、変更するということで県が考えてございますので、今もらえている金額がそのままもらえるとは限りません。今度下がる可能性がございしますので、そういったときに、保険者の負担を増やすことなく基金のほうから使っていきたいと考えてございます。

議 長 よろしいですか。

6 番 井 上 県のほうから交付金でもらうという部分というのは、そういった横浜市とかはやはり収納率が低いと、やはり小さい町村であれば収納率が高いということです。ただ、その交付金はどうとかという話がよく分からないんですけども。この223ページの国民健康保険事業費納付金が2億9,100万円ありますと。ただ、国民健康保険税で、これは調定額からそういった交付金分を除いたものが2億9,100万になるのか、それとも実際の収入済額から換算をしたものが2億9,100万円になるのかということが、よく分かりません。もう一度、再度説明をお願いします。

基金については、ここで2億2,500万円に7,500万円で3億になるということですが、どれだけですね、その先ほど言った横浜市と、大都市と松田町との収納率に差があることによって交付金が減少をする財源に充てるというふうな説明があったんですけども、じゃあ実際、どの程度充てられるのか。それが分かれば教えていただきたいと思います。

町 民 課 長 実際にですね、県のほうから割り当てられる交付金がどれくらい変化するか、ちょっと今、分からないのであれですけども、今、基金のほうは、国民健康保険事業と国保診療所と2つを合わせた基金となっております、診療所は約9,000万円で、2億200万円が国保となっておりますので、その範囲内で考えていきたいとは思っております。（私語あり）

県の支出金につきましては、保険者数とかいろいろな要素があって、県が割り当ててくるもので、ちょっと詳しくはですね、今ちょっと、どういう割合で幾らというのが、ちょっと出ませんので、申し訳ございません。

6 番 井 上 1点目の了解とします。

2点目はですね、基金については、この約3億ある、そのうちで診療所部分が9,000万ぐらいあるというふうな理解でよろしいのかなと思います。ただ、2億の国保分としてですね、2億あるという中で、それをどういうふうにするか、使っていくのか、幾らぐらい使っていくのか、毎年ですね、その収納率の差異によって余分に払わなければいけないというふうなことがありますけれども、松田町の収納率が高いのに何で余分に払わなきゃいけないのかなというのは、よく分からないんですけども。それを横浜市が収納率が低いために、

それを補填するために払うというのは、ちょっと考え方的には逆…逆というかおかしいのではないかなと思いますし、例えば、それをそういうふうな形がもう、国保の広域化のときに決まっているとするとですね、この2億の基金を何年ぐらいで幾らずつ取り崩していくのか、分かれば教えていただきたいと思います。

町 民 課 長 国保がですね、県が運営主体となるとときにシミュレーションをしたというのを、ちょっと私、今、見ていませんので、ちょっとですね、今後のその交付金とか負担割合がどういう変化するかとかというところも県に確認しながら、今後の計画を立てていきたいと考えております。その中で、基金をどれぐらい取り崩していくかというのも計画の中に入りたいと思います。

6 番 井 上 これは決算の、国保会計の決算の認定でですね、決算で、財産に関する調書もですね、当然決算の重要な部分になっています。その中で今後のですね、基金の残高がどの程度あるのか、どういうふうに使われていくのかというのは重要なことではないかなというふうに思いますので、できるだけ早急にですね、それについては明らかにしていただきたいと思います。

参事兼総務課長 前任者でしたので、その基金の範囲について、若干の補足説明させていただきます。基金につきましては、2億等とございますけども、今後、保険税の改正等々ございます。その中で、そういった原資として保険税を町民の方に、なかなか急激に高くなるようなことがないような中で、そういった原資を考えながら、そういった基金のほうも使っていきたいと考えております。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

認定第2号令和元年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は原案のとおり認定されました。

説明員に申し上げます。特に重要な部分以外は数字の読み上げを割愛してください。

議 長 日程第5「認定第3号令和元年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 国民健康保険診療所事業特別会計につきまして説明させていただきます。

238ページの実質収支に関する調書を御覧ください。1の歳入総額は7,256万3,354円。2の歳出総額は5,645万6,822円。3、歳入歳出差引額は1,610万6,532円でございます。

次に、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。240、241ページを御覧ください。歳入の主なものについて説明させていただきます。款の1、診療収入、項の1、外来収入は国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療の各診療報酬、その他収入の合計になりますが、収入済額が5,701万2,468円でございます。前年度より171万8,667円の減となっております。利用者数は延べ人数として7,195人で昨年より232名増えております、3.3%増加しておりますが、国保の被保険者では1人当たりの医療費が40万4,320円で昨年度と比較して1万8,494円、4.4%減少しているため、1人当たりの医療費が少ないことにより全体として外来収入が減少したものと考えております。

次に款の2、使用料及び手数料、項の2、手数料は健康診断書の作成などの文書手数料でございます。

次の款の3、繰入金、項の1、目の1、一般会計繰入金につきましては、次の242、243ページを御覧ください。こちらは診療所会計において職員給与費1名分を支出しておりますが、その職員が寄出張所と兼務であるため、一般会計の寄出張所費から職員人件費1名分の一部を繰り入れたものでございます。

242、243ページを御覧ください。款の4、諸収入、項の1、目の1、雑入は、保険診療外となる薬を入れる容器代や要介護認定の主治医意見書作成に伴う収入でございます。項の3、受託事業収入、目の1、特定健康診査等受託料は診療所において特定健診を受けた方9名の受託料で、国民健康保険団体連合会から診療所に支払われるものでございます。

次に款の５、繰越金は平成30年度決算の余剰金を繰り越したもので、収入済額1,316万346円でございます。歳入合計欄を御覧ください。収入済額7,256万3,354円でございます。

次の244、245ページを御覧ください。歳出でございます。款の１、総務費、項の１、施設管理費、目の１、一般管理費では職員給与費として再任用短時間勤務職員１名分の給与を、一般管理費としては山田先生の嘱託医師報酬と看護師など臨時職員４名分の賃金、また、施設の維持管理費などを、負担金補助及び交付金では医師派遣負担金として足柄上病院の医師派遣に対する負担金を支出しております。

次の246、247ページを御覧ください。目の２、団体負担金の支出、団体負担金は医師会負担金などでございます。

款の２、項の１、医療費、支出済額1,957万2,509円、不用額1,187万6,491円。不用額の主なものは医薬品代の1,043万9,368円でございます。目の１、医療用機械器具費では事業用備品としてレントゲン画像読み取り装置と薬の分包機などを購入いたしました。今まで、レントゲンフィルムを現像し、背面からランプを当てて画像を診断していましたが、フィルムは使用せず画像をデータで保管し、診察室のモニターで画像診断できるレントゲン画像読み取り装置を導入したものでございます。目の３、医薬品衛生材料費1,572万632円でございます。これは、医薬品の処方などの医療行為に伴うもので、支出の主なものは医薬品代でございます。診療所の利用者数は延べ人数が7,195人で昨年度と比較して年間232人増加しておりますが、国保の被保険者では１人当たりの医療費が40万4,340円で昨年度と比較して１万8,494円減少しているため、患者数は増えましたが全体としては医薬品代がかからず、不用額が高額になったと考えております。

次の248、249ページを御覧ください。款の４、項の１、目の１、予備費につきまして充用はございませんでした。

歳出合計欄を御覧ください。歳出済額6,545万6,822円でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませ

んか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。認定第3号令和元年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第6「認定第4号令和元年度松田町上下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和元年度松田町上水道事業会計決算報告を説明いたします。266ページをお開きください。令和元年度松田町上水道事業報告書から説明いたします。

概況1、総括事項の要旨を説明させていただきます。最初に収益的収支です。本年度の上水道事業経営につきましては、給水収益が前年度1.5%減になり、これに伴い営業収益も約348万円の減収となりました。また営業外収益につきましても、加入負担金の大幅な減収により前年度比約716万円の減少となりました。よって水道事業収益全体でも前年度比6.1%減の1億3,415万6,100円となりました。これに対し水道事業費用は前年度比4.1%増の1億1,618万1,906円となりました。結果として本年度の経常利益は前年度比45.8%減の1,221万1,472円です。

次に資本的収支です。資本的収支は支出総額が前年度比10.5%減の3,258万9,444円となりました。収入が支出に対して不足する2,688万9,444円は当年度分消費税及び地方消費税収支調整額90万5,250円、過年度分損益勘定留保資金2,598万4,194円で補填しました。また、過年度分の損益勘定留保資金の残1億

2,342万6,889円と当年度分損益勘定留保資金の合計1億7,204万5,252円は補填財源として次年度に留保いたします。

続きまして、270ページをお願いいたします。令和元年度松田町上水道事業収益費用明細書の収入です。なお、申し上げる金額は消費税及び地方消費税を含まない金額でございます。款1、水道事業収益は1億2,522万3,443円です。項1、営業収益は9,676万399円、目1、給水収益、水道使用料は9,061万8,626円でございます。目3、その他の営業収益の主な内訳でございます。手数料といたしまして給水装置の休止・開始の手数料や給水工事の審査、検査の手数料などの収入でございます。他会計負担金は、内訳は下水道事業特別会計から下水道使用料徴収事務負担金と一般会計から消火栓維持管理費197基分をそれぞれ収入しております。

続きまして、営業外収益の内訳でございます。主な収益といたしましては、節、その他の雑収益で寄簡易水道事業特別会計より水道料金徴収事務並びに施設維持、施設の維持管理費に伴う人件費分として繰入れをされております。長期前受金戻入は会計上の収益であり、外部から現金収入がないものでございます。

次のページをお願いいたします。続きまして支出でございます。水道事業費用といたしまして1億1,298万325円を支出しております。主な経費といたしましては水道施設関係の経常経費を支出しております。このページの主なものといたしましては委託料でございます。委託料、検針業務につきましては3名で4,407件分の検針を行っております。一段飛びまして、量水器交換委託は計量法により8年と定められている使用期限を迎えた量水器1,398器について交換をしております。また今年度につきましては、上水道台帳整備委託を執行しているところでございます。

次のページをお願いいたします。修繕費です。修繕費の内容につきましては漏水修理16件、中河原水源のですね、弁の修繕を執行しているところでございます。動力費につきましては、宮下水源ほか5か所のポンプの動力と電気料を支出しております。

目3、総係費です。2,290万5,773円の支出で、ここでは職員2名の給料分な

ど人件費と事務事業が主な支出でございます。

次のページをおめくりください。目4、減価償却費でございます。5,329万2,735円でございます。節、有形固定資産減価償却費では建物、構築物、機械、装置などの減価償却費を、節、無形固定資産、資産減価償却費は、庁舎利用権の減価償却費を計上してございます。目5、資産減耗費、固定資産除却費でございます。今年度交換した量水器1,398器分でございます。

続きまして、項4、営業外費用でございます。251万4,017円の支出でございます。企業債利息としまして平成4年度からの上水道事業企業債21件分の利子の支出でございます。

次のページをお願いいたします。令和2年度松田町上下水道事業資本的収支明細書でございます。収入です。款1、資本的収入は570万円です。項1、企業債は570万円は上水道事業債でございます。

次に支出です。款1、資本的支出は4,768万4,194円でございます。項1、建設改良費は3,556万1,931円でございます。主なものといたしましては、節、給料です。技術系職員の人件費等でございます。続きまして、工事請負費の内訳でございます。県道72号線松田国府津線の老朽管92メートルの布設替え工事、神山配水池緊急遮断弁工事を一応繰越分ということで計上させていただいております。

項2、企業債償還金1,212万2,263円です。企業債償還金、元金償還金で平成4年度からの起債16件分の元金償還金でございます。

それでは258ページにお戻りください。258ページでございます。キャッシュ・フロー計算書でございます。この諸表は、平成31年度の期首と令和元年度の期末の増減がどのぐらい、いわゆる現金の動きがあるかを示しているものでございます。下から2番目の資金期首残高は4億3,468万4,981円、その下の6、資金期末残高は4億4,383万2,758円となり、この年度中に増加した914万7,777円は、4、資金増減額に記載をしてございます。

続いて、次ページ259ページを御覧ください。令和元年度松田町上水道事業損益計算書でございます。1、営業収益9,676万399円、2、営業費用1億1,045万9,216円。1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益はマイナス

1,369万8,817円です。3、営業外収益2,843万1,398円、4、営業外費用252万1,109円。3の営業外収益から4の営業外費用の差引額は2,591万289円です。したがって、当年度の経常利益は営業利益マイナス1,369万8,817円から2,591万289円を合計した1,221万1,472円となります。これに過年度分損益修正益3万1,646円を加えた1,224万3,118円が今年度の純利益となります。これに前年度繰越利益剰余金9,323万7,383円を合計した額から、その他の未処分利益剰余金変動額2,241万6,128円を差し引いた8,306万4,373円が当年度未処分利益剰余金となります。

ページ260、261を御覧ください。上段の表でございます。上段の表は30年度の議会で議決いただいた内容を反映した令和元年度剰余金処分計算書でございます。最下段に資本金、剰余金、資本合計の当年度残高を記載してございます。下段の表は令和元年度松田町上水道事業剰余金計算書（案）でございます。表の上段に資本金、未処分利益剰余金のそれぞれ当年度末残高を記載してございます。

中段です。議会の議決による処分数（案）といたしまして、当年度は未処分利益8,306万4,373円より減債基金に当年度純利益から長期前受金戻入を引いた20分の1相当額の14万3,496円を積み立てさせていただきたく、また建設改良基金に100万円を、さらに未処分利益剰余金に現金のない金額といたしまして2,058万1,372円を組入資本金として組み入れることにより、処分後の残高、繰越利益の処分させていただきたく御提案申し上げます。

なお262ページ以降に貸借対照表、280ページに固定資産明細書、上水道企業債明細書を記しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします

議 11番 寺嶋	長 嶋	担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。 まず最初に266ページ。上水道事業報告書ですけども。当年度経常利益は大幅減の45.8%減の1,220万ほど前年度でマイナスになっておりますけども、給水収益が上がらないということだね、この何か対策なんかは講じられてるんでしょうか。その辺をお伺いします。
-----------------	------------	--

それから2点目はですね、ページ262ページの元年度の上水道事業貸借対照

表で、固定資産が、1番のね、資産の部の固定資産の有形固定資産と、それから280ページの元年度の上水道事業固定資産明細書のこれね、年度末現在高がね、ちょっと合わないんですよ。ちょっとこの辺、特に機械及び装置ということでは、ここがちょっと違うかなと思うんですが。この280ページと262ページの関連性がないんでね、この辺ちょっと説明と、何か訂正があったら訂正をしていただきたいと思いますけども。その辺についてお伺いします。

環境上下水道課長 まず最初の御質問にお答えいたします。先ほど御説明いたしましたとおり、1,200万円ほどの減収という形になってございます。これは原因といたしましては、前年と比べてですね、いわゆる加入負担金が78件あったのが、今年、昨年度は35件に減少したというのとですね、上水道台帳整備委託で支出をさせていただいたことが主な要因というふうなことでございまして。ただ、構造的な問題としてですね、ここ数年、本来収益を上げるべき営業費用がずっと赤字の傾向が続いてるところでございまして。加入負担金に頼った事業経営をしてきたわけでございますが、それが加入負担金についても、そろそろ加入者が開発等の関係も、なかなか伸び悩んだというふうなところが原因でございまして、今後いわゆる営業収益でですね、黒字化を図るような経営を図ってまいりたいというふうに考えております。

あと2点目のですね、262ページの機械及び…貸借対照表のですね、機械及び装置については、136,209,526というふうな数字になっております。それで固定資産税の明細のほうも見ますと、これ281ページになりますけど。136…右から、281ページの右から2番目の、年度末償却未残高がですね、136,209,526になってますので、一応突合してるのかなというふうに、我々としては考えています。

11番 寺 嶋 真ん中のね、282ページ見ていただきたいと思いますけども。280ページ。真ん中にあります有形固定資産の機械及び装置。これがですね、表では4億1,367万6,588円になっているんですよ。それがこの262ページの貸借対照表では、405,070,574ということで、これ860万6,014円、ここで違うんだよね。そうするとね、合計も違うんでしょうけども、どっちがね、前年度から繰越しの部分で間違ってるのか、この部分だけ間違えてるのかというのがね。おしまい

のほうは合ってます。年度末償還未済高というのは合ってます。合ってるんだけど、途中がね、ここがおかしいよと、違うよという話をしてる。分かりますか、言うことが。

環境上下水道課長　　今議員が御指摘がございました280ページの年度末現在高というのはですね、いわゆるこの年度の前のですね、減価償却前のですね、機械及び装置の数字でございますので、当然この、それが今年度の減価償却によって1億3,600万円になったというふうな内容になってますので、当然違うという、数字は異なってる当たり前だというふうに認識しております。

11番 寺　　嶋　　280ページを見てください。有形固定資産の機械及び装置、左から年度末当初現在高、それから年度末増加ということで、ずっとプラス・マイナスしていくとね、この真ん中の年度末現在高というのが、ここが違うんだよね。本来なら405,070,574というところを、413,676,588となっているでしょう。分かります。言ってること分かんないかね。間違ってるんじゃないのって私は指摘してるんで、この辺はいかがなものかということです。

環境上下水道課長　　今御指摘いただいた280ページの表の部分につきましては、まずちょっと最初に御理解いただきたいのは、要はこのページの部分は、年度末のあくまで今年度の減価償却が終わる前の数字でございます。それで機械及び装置が年度当初が404,249,408ございました。これに對しまして当年度の増加額が11,405,556でございます。それに対して今度マイナスで1,978,376になりますので、それを計算いたしますと413,676,588になると思うのですが、いかがでしょうか。

11番 寺　　嶋　　この部分はなっただとしても、262ページの貸借対照表のところが405,070,574となっているからね、ここ、違うんじゃないかと言ってるわけですよ。ここと、262ページと280ページ、これ、整合性がないですよ。違いますか。合っていないと思いますけども。言ってること、私のほうが言ってることは正当、妥当だと思うんだけどね。違ってるでしょうよ。

議　　長　　環境上下水道課長、この数字の違いはどうですかという質問なんです。

11番 寺　　嶋　　よく調べてくださいよ。納得いかないからね。もう、休憩してください、早く、ちゃんと。（私語あり）議長、采配お願いします。

議 長 暫時休憩します。 (14時15分)

議 長 休憩を解いて会議を再開いたします。 (14時43分)

環境上下水道課長 貴重なお時間を取らせたことを申し訳なく思っています。まことに申し訳ございませんでした。修正の概要でございます。280ページの…修正した資料がございますので、配付させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

議 長 皆様にお諮りします。修正資料が用意できたようです。その資料、皆様に配付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

それではじゃあお願いします。

(資料配付)

配付漏れございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。環境上下水道課長、説明をお願いします。

環境上下水道課長 それでは御説明させていただきます。当初のですね、決算書上にございます有形固定資産当年度減少額、機械及び装置につきましては、当初は197万8,376円の計上でございました。ただしここにはですね、いわゆる昨年度実施しました中河原電気施設整備のですね、除却分がですね、こちらに計上されておりました。これが806万6,014円分ございましたので、197万8,376円とこの数字を足しました、新たな表にございます1,058万4,390円がですね、正しい数値ということになりました。よって、この機械及び装置、年度当初現在高と当年度増加額、当年度減少額をプラス・マイナスいたしますと、当年度現在高は4億507万574円という数字になりまして、262ページの貸借対照表と突合する数字になっているところでございます。御迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

議 長 ただいまの環境上下水道課長の説明が終わりました。

11番 寺 嶋 今回のこの金額ミスということでは、今日初めて指摘されて分かったということではよろしいですか。それもう1回、回答をお願いします。

環境上下水道課長 今回御指摘をいただきまして気づいたところでございます。申し訳ございませんでした。

11番 寺 嶋 ミスが分かりました。今後ですね、町側も十分この決算、予算もそうですが、決算はですね、数字のほうも十分精査をして、今後ね、間違いのないように、極力間違いのないように、ぜひ御尽力をいただきたいと思います。これで終わります。

議 長 この件についてはよろしいですか。

6番 井 上 決算書上の取扱いですね、もうこういう形で上程されてる部分の訂正になるわけですが、この固定資産、280ページですね。というものは上水道企業会計決算の中では、ちょっとほかの一般会計、特別会計とは異なりますので、どういうふうな取扱いになるかを説明をいただきたいと思います。

環境上下水道課長 この中の計算そのものは262ページの貸借対照表の数字で行っておりますので、この固定資産明細書が変更になることによって、決算そのものの数字が変わることはございません。

6番 井 上 そういったことではなくですね、これも一番冒頭に、決算認定の冒頭にありました、監査委員の審査に付してるわけですね。そういったその審査に付してる帳票に当たるのか。決算上必要な帳票ということで、公営企業法等で規定されてる固定資産明細書なのか。そういう位置づけではなく、単に参考資料なのか。そこをお伺いしたいと思います。

環境上下水道課長 私の認識といたしましては、決算に対する附属資料というふうな扱いで…決算に対する附属資料というふうな扱いで取り扱ってるものというふうに考えてるところでございます。

6番 井 上 いや、課長の認識じゃなく、公営企業法の中でですね、どういうふうな規定があるかということを聞いています。

環境上下水道課長 ちょっとその件については、公営企業法上の帳票に当たるのかどうかというのはちょっとお調べしないと。申し訳ございません、ちょっと今ここでは即答できることは、できません、はい。

議 長 よろしいですか。

環境上下水道課長 これが公営企業法上の様式に当たるものかということにつきましては、すみません、最終的に公営企業法の会計様式等に照らし合わせる必要がございますので、今その場でちょっと確認するすべはございません。申し訳ございません。

6 番 井 上 今、公営企業法とかですね、施行令とかはお持ちじゃないのかな。ちょっとその辺分らないんですけれども。こういった形で毎年出てますよね。そうしますとやはり必要な、そういう法的に決まっていて、必要な書類をですね、口頭での差し替えということで処理をされるのかどうかというのを、管理者としての立場からお答えを願いたいと思います。

議 長 調べますか。（私語あり）暫時休憩します。（14時53分）

議 長 休憩を解いて会議を再開いたします。（14時57分）

環境上下水道課長 ただいま様式を確認しましたところ、固定資産税の明細書につきましては必ずしも作成すべきものという位置づけではございません。いわゆる参照の扱いというふうなことでございます。以上です。

議 長 ちょっと最後のほう、よく分からない。大きい声でお願いします。

環境上下水道課長 はい。固定資産税の明細書につきましては、必ずしも作成しなければならないというたぐいのものではございません。あくまでも参照というような扱いになっているところでございます。以上です。

6 番 井 上 そこにですね、施行令、地方公営企業法の施行令ってお持ちですか。お持ちでしたら、その23条を朗読していただきたいんですけれども。何でそんないい加減なこと言うのかな。（「すみません、ちょっと様式の定義しか。」の声あり）

今、言われたこととね、全然違う。私、今ここにですね、地方公営企業法施行令第23条。法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする、というふうなうたってあるんですよ。今の全然課長の説明とは違うんで。であるからですね、またちょっと議長にお諮りしたいんですけれども、この取扱いについてどうするかというのをですね、やはり執行者側のほうの回答をお願いをしたいと思いますので、よろしくお計らい願います。

議 長 この件の取り扱いについて、どういうふうにお考えでしょうか。休憩しますか。

暫時休憩します。

(15時00分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。

(15時23分)

環境上下水道課長 何点か御説明したいことがございます。まず第1点ですが、先ほど御説明いたしました修正版のですね、松田町上水道事業固定資産明細書をもう一度目を通していただきたいと思います。先ほど修正額の部分につきましては、機械及び装置の当年度減少額1,058万4,390円のみの説明をさせていただきましたが、これに伴いまして、機械装置の年度末現在高も当然修正になっております。4億507万574円ということになってございます。またそれに伴いまして、合計欄も当年度減少額が5,792万6,893円、年度末現在高につきましても、22億781万1,532円というふうなことで修正になってますことを追加で御説明させていただきます。

それと先ほど来、井上議員から御指摘がございました、決算の附属明細書のいわゆる扱いでございます。改めまして地方公営企業法施行令23条を確認しましたところ、決算を議会の認定に付するに当たって提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、損益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とするというように記載がしております。先ほど私は固定資産明細書については参照というふうな答弁をさせていただきましたが、取り消させていただきます。あくまでもこちらについては付さなければならない書類ということで位置づけをされております。申し訳ございませんでした。

それと監査のほうでございます。監査委員さんにつきましては、この固定資産明細書の修正分を含めてですね、私のほうでですね、改めて説明に上がりたいというふうに考えております。以上です。

町 長 御指摘をいただいて本当にありがとうございます。また貴重なお時間をですね、ちょっといただいて、長々とちょっと時間を追加させていただいてることについては、改めておわびを申し上げます。今回の件につきましては、御指摘のとおりですね、明細書の数字が違っておりまして。キャッシュ・フロー等々に影響するところまでには至ってないのは、結果的な話ではありますが、このようになった点につきましてはですね、以前も皆様方にはですね、おわびを申し上げて、またおわびを申し上げることについては、非常にもう

申し訳ない以上に、本当に申し訳なく思っております。二度とというふうな言葉を使うと、何となく私の感覚では3度目のような気がするので、今後もですね、こういうことがないように、我々も注視していくとともにですね、今後も引き続き御指導、御鞭撻をいただきたいというふうに考えております。このたびの件につきましてはですね、本当に皆様方に御迷惑かけました。今後このようなことがないように努めてまいりますので、御理解いただきたいと思います。ありがとうございました。またよろしく願いいたします。

議 長 280ページについては差し替えということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。ほかにございますか、質疑。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。認定第4号令和元年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、利益の処分の議決と決算の認定について採決を2回行います。

初めに利益の処分について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

町 長 日程第7「認定第5号令和元年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和元年度松田町寄簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算を説明

いたします。290ページをお開きください。

まず実質収支に関する調書から御説明いたします。歳入総額3,870万7,299円、歳出総額3,352万8,449円、歳入歳出額517万8,850円となりまして、繰越明許費繰越額176万円、実質収支額は381万4,850円であります。

292ページをお開きください。まず歳入でございます。款1、事業収入、項、目とも給水収入です。調定額1,765万2,559円、収入済額1,642万4,187円です。内訳としまして、節1、水道使用料です。調定額1,666万1,071円、収入済額は1,610万6,756円です。収入未済額につきましては122万8,372円です。収納率は96.7%でございます。節2滞納繰越分です。調定額99万1,488円、収入未済額は67万4,057円となっております。なお、現年度分と滞納繰越分を合わせた収入未済額122万8,372円のうち、今現在36万4,731円徴収しており、現在収入未済額は86万3,641円となっております。

款2、分担金及び負担金です。主な収入といたしまして、消火栓75基分の維持管理費を一般会計より歳入してございます。

款4、繰入金、項、目、節ともに一般会計繰入金でございます。収入済額1,691万5,000円でございます。

款5、繰越金です。項、目とも繰越金です。前年度繰越金は収入済額485万6,070円となります。諸収入については1万9,042円でございます。

次のページをお願いいたします。歳入総額でございます。収入済額の合計は3,870万7,299円となります。

次のページをお願いいたします。続いて歳出を説明させていただきます。款1、事業費、項、目とも管理費です。予算現額3,557万7,500円。支出済額1,683万490円で、管理的経費及び投資的事業について支出をしてございます。管理的経費の主な支出といたしましては賃金で、まず水道施設の管理賃金3名分を支出してございます。

11需用費では主に光熱水費として水源3か所の取水ポンプ並びに6か所の送水ポンプの電気料等を支出してございます。また修繕料では漏水9件と施設修理費としての支出をしてございます。

続きまして委託料でございます。主なものといたしましては、水道使用量検

針業務委託料、量水器交換委託、水質検査委託料、緊急遮断弁点検委託料等でございます。

18備品購入費につきましては、量水器交換にかかる、量水器を昨年度は18器購入してございます。

繰出金でございます。これは上水道事業会計で納付書の発行や伝票処理などを行ってます関係で、人件費相当分を上下水道会計に繰り出しております。

続きまして工事請負費として寄簡易水道配水管漏水修繕工事として、30万3,600円を支出してございます。これは昨年の台風19号による漏水に係る修繕でございます。

次のページを御覧ください。項、公債費、元金です。長期債元金17件分として1,330万3,101円、利子で長期債利子23件、339万4,828円支出してございます。歳出は以上でございます。

歳出合計は最下段になります。歳出合計額は3,352万8,449円となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。認定第5号令和元年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第8「認定第6号令和元年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは令和元年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算書を説明いたします。306ページをお開きください。

実質収支に関する調書から御説明いたします。歳入総額 3 億900万6,091円、歳出総額 3 億47万3,590円、歳入歳出差引額853万2,501円となり、実質収支額も同様でございます。

308ページをお願いいたします。歳入歳出決算事項別明細の歳入でございます。主なものを御説明させていただきます。款 2、使用料及び手数料。項 1、使用料、目 1、下水道使用料、節 1、下水道使用料です。調定額 1 億2,260万4,773円、収入済額 1 億1,917万5,103円、収入未済額342万9,670円で、収納率は97.2%でございました。節 2、滞納繰越分の調定額は556万2,938円、収入済額は166万4,147円、収入未済額は389万8,791円でございました。なお、現年度分と滞納繰越分を合わせた収入未済額732万8,461円のうち、今現在83万2,859円収納しており、今現在の収入未済額は649万5,602円となっております。

続きまして款 4、繰入金でございます。収入済額 1 億1,905万円でございます。

款 5、項 1 とともに繰越金でございます。前年度繰越金でございます。1,509万2,441円でございました。

次のページをお願いいたします。諸収入、雑入でございます。その下、款 7 町債、目、節とも下水道事業債でございます。公共下水道事業債4,930万、酒匂川流域下水道整備事業債380万円の合計5,310万円が収入済額となっております。歳入については以上です。歳入合計は 3 億900万6,091円となっております。

次のページをお開きください。歳出です。款 1、総務費、項 1、下水道総務費、一般管理費です。支出総額2,569万9,801円です。ここでは主に職員 1 年分の人件費と一般管理費及び消費税について支出をしてございます。

続きまして13委託料でございます。委託料のうち下水道使用料の徴収事務の委託料として、上水道事業会計へ520万支出をしてございます。

施設管理費でございます。支出済額214万8,433円でございます。主な支出といたしましては光熱水費で、流量計とマンホール 5 か所の電気料を支出しているところでございます。

1 ページおめくりください。続きまして下水道事業費です。支出済額は1,517万8,008円です。主な支出としましては、公共下水道管理公共下水道台帳整備委託を執行いたしました。続きまして下水道事業経営戦略策定業務委託でございます。こちらは総務省の通知に基づき、減少サービスに伴うサービスの減少や、保有する施設の老朽化に伴う更新事業が懸念される中、公営事業化を踏まえた今後の下水道事業の経営健全化の基礎づくりの資料を目的として策定したものでございます。

その下、工事請負費では、公共下水道維持補修費、流量計更新工事を執行してございます。

続きまして款3、項、目とも流域下水道費です。19負担金及び交付金です。支出済額は6,670万3,000円です。内訳でございますが、酒匂川流域下水道事業建設負担金で420万3,000円を、維持管理負担金につきましては6,250万円を支出してございます。

次のページをお開きください。続きまして公債費及び元金でございます。支出済額1億6,259万3,236円でございます。長期債元金として平成4年度からの99件分の事業債について支出しております。

目2、利子です。支出済額2,815万1,112円です。長期債利子として平成4年度からの118件分の事業費を支出してございます。

主な歳出は以上でございます。歳出総額3億47万3,590円となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。認定第6号令和元年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第9「認定第7号令和元年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは令和元年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明をさせていただきます。326ページの実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額10億9,680万9,041円、歳出総額10億1,476万8,731円、歳入歳出差引額8,204万310円。繰越明許費等ございませんでしたので、実質収支は同じく8,204万310円でございます。

続きまして歳入について詳細説明をいたします。1枚おめくりいただきまして、歳入歳出決算事項別明細書、328、329ページをお開きください。款の1、保険料でございます。調定額2億3,551万1,660円。収入済額2億3,209万9,300円、不納欠損額84万7,210円、収入未済額256万5,150円となりました。不納欠損処分は滞納繰越分のうち26名分となっております。令和元年度末現在での第1号被保険者数は3,760名でございます。

項の1、介護保険料、目の1、第1号被保険者保険料のうち、節1、現年度分特別徴収保険料は、年金収入が年間18万円以上の方3,541名に対するもので、特別徴収となつてございますので、徴収率は100%でございます。節の2現年度分普通徴収保険料は、特別徴収対象とならない219名に対するもので、収入未済額122万2,180円、49名、79件分、徴収率は91.91%となつてございます。その下、節の3、滞納繰越分普通徴収保険料は、普通徴収に係る未納保険料で、55名、439件分、徴収率は18.9%でございます。

続きまして款の3、国庫支出金でございます。項の1、国庫負担金から次ページにまたがる項の2、国庫補助金につきましては、保険給付費の定められた割合を国の公費負担として収入しております。

引き続き330、331ページをお願いします。款の4、項の1、支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料として、保険給付費の27%相当分を目の1、介護給付費交付金、目の2、地域支援事業支援交付金としてそれぞれ収入しております。

款の5、県支出金、項の1、県負担金、項の2、県補助金につきましても、保険給付費等の定められた率により、それぞれの県の公費負担分として収入しております。

次ページをお願いいたします。332、333ページでございます。款の6、繰入金、項の1、一般会計繰入金は、町の公費負担分として保険給付費等の定められた割合を、目の1、介護給付費繰入金以下同様に、目の2から5につきましても、それぞれの率に基づき一般会計より繰り入れをしたものでございます。

次のページをお願いいたします。334、335ページでございます。下段、款の8、項1、目の1、繰越金でございます。前年度、平成30年度からの繰越金は、5,950万4,859円となりました。以上、収入済合計額は10億9,680万9,041円となります。

続きまして歳出について御説明をいたします。336、337ページをお願いいたします。款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費でございます。備考欄を御覧ください。01職員給与費の職員2名分の人件費のほか、02として一般管理経費、町村情報システムの共同事業組合システム改修費負担金や、03庁用車管理経費で、庁用車に関する経費の支出をしてございます。

1枚おめくりください。338、339ページでございます。項の2、徴収費、目の1、賦課徴収費では、01徴収関係経費で、保険料を徴収するための経費を支出したほか、項の3、介護認定審査会費、目の1、認定調査費等で要介護認定訪問調査委託嘱託員6名分の報酬等の要介護認定の訪問調査に関わる経費を支出いたしました。目の2、認定審査会負担金では、足柄上地区介護認定審査会負担金として1市5町の介護認定審査にかかる経費を足柄上衛生組合へ支出しております。全体の審査会の開催回数は153回、4,292件の審査が行われました。このうち松田町分は480件でございます。

最下段、款の2、保険給付費でございます。支出済額は9億2,216万4,399円、

前年度比較1.9%の増となりました。第7期の介護保険事業計画の平成31年度、令和元年度計画値の標準給付見込額を7.2%下回る状況となっており、そのため不用額が6,285万1,601円となり、会計全体の不用額の7割近くを占めております。項の1、目の1、介護サービス等諸費は、要介護者の居宅介護から施設介護などのサービス等と、要支援者を対象とした介護予防サービスを提供いたしました。

1枚おめくりいただきたいと思います。340、341ページでございます。項の2、目の1、高額介護サービス費は、介護サービスの利用額が世帯単位で所得に応じた限度額を超えた場合に給付されるもので、年間1,829件分を支出しております。項の4、目の1、特定入所者介護サービス費は、施設介護サービス利用者の居住費と食費のうち、低所得者に対し自己負担額を低く抑えるように、自己負担と基準額の差額を補填するものでございます。項の5、目の1、高額医療合算介護サービス等費は、世帯単位で医療保険及び介護保険サービス利用の自己負担限度額を超えた方に対して給付されるもので、103件分を支出してございます。

次のページをお願いいたします。342、343ページでございます。款の4、諸支出金につきましては、中段より下、目の4、償還金、節23償還金利子及び割引料、介護給付費国庫負担金支払基金交付金、地域支援事業の国庫支払基金、県費の各交付金、各事業費補助金の平成30年度分を精算いたしましたものでございます。

最下段、款の5、地域支援事業費でございます。項の1、地域支援事業費、目の1、一般管理費では、職員給与費として職員2名分の人件費を。1枚おめくりいただき、次ページになりますが。02一般管理経費では地域包括支援センターシステムの賃借料ほか、03庁用車管理経費といたしまして、庁用車に関する経費を支出してございます。下段、目の2、介護予防・生活支援サービス事業費でございます。01のサービス事業費として、0101訪問型、0102通所型、0103生活支援サービスなど、高齢者の方々にニーズや身体機能に応じたサービスを提供してまいりました。

続きまして346、347ページをお願いいたします。備考欄の中段、0201介護予

防ケアマネジメント事業でございますが、介護予防・生活支援サービスに係るケアマネジメントを行い、ケアプランを作成したほか、サービスの利用調整を図ってまいりました。目の3、一般介護予防事業費でございます。備考欄01一般介護予防事業費、0101普及啓発事業における主な内容といたしましては、目的別の運動教室となりますが、報償費で指導担当者を雇い上げて直営事業として実施をいたしました。0102地域介護予防活動支援事業では、地域介護予防活動事業といたしまして、介護予防サポーター養成講座等を行いました。最下段、0104地域リハビリテーション活動支援事業として、理学療法士をデイサービス等に派遣し支援を行いました。

続きまして348、349ページをお願いいたします。目の4、包括的支援事業・任意事業費でございます。備考欄を御覧ください。主なものといたしまして、上段05任意事業費、0501任意事業でございますが。介護相談員派遣事業で、相談員8名が2班に分かれまして管内4か所の特別養護老人ホームを巡回相談をしております。また家族介護慰労金として、要介護3以上の方を介護し、かつ介護給付費の利用が30%未満の家族介護に対して慰労金を支出したものでございます。このほかに節の13委託料では、福祉用具、住宅改修支援事業を実施しております。その下、06在宅医療・介護連携推進事業費では、足柄上管内1市5町で在宅医療・介護連携支援センターを運営し、07生活支援体制整備事業費では、生活支援サポーター養成事業など、生活支援体制に関わる人材育成に努めてまいりました。08認知症総合事業費、0801認知症総合事業費では、認知症初期集中支援チームの認知症専門医の報償費の支出や、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座などを開催する際の報償を支出しております。

次のページをお願いいたします。350、351ページでございます。中段款の6、項の1、地域包括支援センター事業費では、臨時雇用職員2名分賃金などを支出しております。

1枚おめくりください。352、353ページでございます。歳出合計といたしましては、予算現額11億1,012万4,000円に対しまして、支出済額10億1,476万8,731円、不用額9,535万5,269円となりました。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点お願いをいたします。ページ339ページのですね、保険給付費の不用額のところで、先ほど大きい不用額となったということで、給付のほうが前年度対比マイナスの7.1%。計画に対するですね、計画に対する増減としてマイナスの7.1%ということで説明がございました。この決算でですね、不用額、保険給付費が6,200万円余ってるということでですね、どういうふうな原因が想定できるのか。また、その給付サービスを利用することを考えなければいけないというふうに考えますが、そのための利用を図る施策としてはどういったものを今後考えていくのか。その2点をお願いいたします。

福 祉 課 長 それでは井上議員の御質問にお答えをさせていただきます。保険給付費不用額、確かに6,280万以上残ってございます。こちらの説明でもございましたが、第7期の介護保険事業計画の中で、標準給付費ということで、あらかじめ見込んでいる額を年度当初計上しているものでございます。ですので、どうしても少し古い、3年前ということになりますので、計画に対して少し乖離が出てきてしまうと。ただし、前年度の給付費に対しては1.9%増であるということでございますので、給付費そのものは、年度比較で見ると少し伸びているのかなと。反面、認定率等はそこまで大幅な年度間で乖離がございませんので、給付そのものは少し伸びているのかなというふうに分析しているところでございます。この標準給付費につきましては、現在第8期の介護保険事業計画を策定中でございますので、その中で慎重に審議をして、保険料等と併せてですね、決定をしてみたいと思います。

サービスの利用促進に関しましては、ケアプラン等を作成しておりますので、そういったところで細かく利用者の方の状況とかですね、家族背景とかそういったもの、細かく聞いて、きめ細やかなサービスの提供に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

6 番 井 上 ありがとうございます。前年度対比だと1.9%ということで、若干増えるということで、それについては理解をいたしました。ただ、どんどんですね、高齢化の比率というのはもう年々上がっていつているという中で、どうしてもその中で介護が必要な人数もですね、やっぱりそれに比例して増えていくんで

はないかなというふうに思います。実際にですね、それぞれ、今度歳出のほうで様々な予防事業というのを行っているというふうに思いますが、それらがどういうですね、事業によってですね、大分、担当課長としての考え方で結構なんですけれども、予防策としての事業としてはですね、こういったものは効果があった、またこれらについて令和3年度以降の事業としてですね、重点、力を入れていきたい。また第8期の介護保険の事業計画を策定中ということですので、その中にもですね、こういった事業を松田町独自の事業として進めていきたいというものがありましたら、お知らせをいただきたいと思います。

福祉課長 認定率等はですね、毎月出ておりますので、月ごとにですね、私どもも注視をしているところでございます。参考までに申し上げますと、今認定率、令和2年の9月1日現在で大体15.21%と。これは今年の1月と比べるとですね、0.1%ぐらい、逆にマイナスになっているということで。経年で見てみましてもですね、それほど認定率そのものは変わっていないと。ただ、その内訳です。要介護、要支援の内訳ですね、そこら辺は注意深く見て、サービスの提供に努めてまいりたいと思います。来年度の第8期に予定しております介護保険事業計画の中でですね、やはり国の動向等では一般介護予防ということで、社会参加ですかね、高齢者の方の通いの場というものを割と重視しているようなところも見受けられますので、そういったものをどういうふうに計画の中に反映していけるのかというところを、委員の皆様方とですね、慎重に考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

6番井上 ありがとうございます。それではですね、第8期に向けてやはり松田町のですね、独自の施策ということもですね、一旦取り入れていく必要があるというふうに思いますので、そういった重点施策をですね、頑張ってくださいと思います。終わります。

議長 ほかにございますか。（「ありません。」の声あり）

1番唐澤 349ページの中段から少し下の20番のところ。成年後見制度利用支援助成金ですが、こちら細かくデータがもしあればお聞きしたいんですけども、年々上がってきているのか、それともどういう状況なのか、今後も実施されていくのか。やはり、高齢出産などもあって、障がいをお持ちのお子様とかを抱

える御家庭も増えてきている中で、このあたりの問題は今後もっと広く見ていく必要があると考えています。細かく教えてください。

福祉課長 成年後見制度につきまして、介護保険でございますので、認知症の方ですね、主に認知症の方等に対してやっているものでございます。昨年実績がですね…ちょっとすみません。すみません、申し訳ありません。

1 番 唐 澤 後ほどでも大丈夫なので。（「申し訳ありません。」の声あり）

議 長 後ほどでも結構だということです。（「すみません。あ、ありました。申し訳ございません。」の声あり）ありました。

福祉課長 利用支援者が3件でございます。これは申立てに係る費用ということで、支出をさせていただいております。申し訳ございません。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。認知症に対してということだったんですけれども、今後、やはり障がいを持ったお子様が生まれた場合に、御両親が亡くなられて、その後の相続とかがどうなるのかという問題を抱えている方も結構いらっしゃるので、その辺りに対する、何ていうんですかね、啓発というか、そういうことはされていくんでしょうか。

福祉課長 こちらは介護でございますので、どうしても高齢者、65歳以上が対象になります。今、唐澤議員のおっしゃられるような対象の方に関しては、厚生労働省のほうで地域包括ケアシステムというのを今、構築しております。その中で、一般会計のほうでやっていく事業となっております。以上でございます。

1 番 唐 澤 了解しました。ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第7号令和元年

度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第10「認定第8号令和元年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、令和元年度用地取得特別会計歳入歳出決算について御説明をいたします。

それでは360ページをお開きください。実質収支に関する調書にて説明をさせていただきます。歳入総額は2,190万6,509円、歳出総額は2,183万8,412円、歳入歳出差引額は6万8,097円になりまして、実質収支額も同額の6万8,097円でございます。

それでは細部説明をさせていただきます。362、363ページをお開きください。歳入歳出決算事項別明細書で説明させていただきます。まず歳入でございます。款の1、繰入金、項、目、節とも一般会計繰入金でございます。調定額2,183万8,412円、収入済額2,183万8,412円でございます。

款の2、繰越金、項、目とも繰入金。前年度繰越金につきましては、収入済額が6万8,097円でございます。歳入合計は2,090万6,509円でございます。

次のページ、364、365ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、項1、公債費、目1、元金、節の23、償還金利子及び割引料でございますが、予算現額が2,170万円、支出済額につきましても同額の2,170万円でございます。籠場地区用地先行取得事業及び町屋地区用地先行事業、取得事業として購入した際の起債、それぞれ5,160万円、1億2,200万円の元金償還金でございます。

次に目の2、利子、節23償還金利子及び割引料でございます。予算現額が13万9,000円、支出済額が13万8,412円ございました。籠場地区と町屋地区用地の購入分の利子分でございます。

款の2、予備費につきまして支出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第8号令和元年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第11「認定第9号令和元年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 後期高齢者医療制度は75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障がいがあると認定された方が対象となります。保険料の決定や医療の給付などは、神奈川県後期高齢者医療…（「簡単でいいよ。」の声あり）広域連合が行っておりますが、申請や相談などの窓口事務や保険料の収納については町が行っております。

それでは、372ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。1、歳入総額1億8,200万6,826円。2、歳出総額1億7,752万4,534円。3の歳入歳出差引額は448万2,292円でございます。

歳入歳出決算事項別明細書にて説明させていただきます。次の374、375ページを御覧ください。歳入でございます。款の1、項の1、目の1、後期高齢者医療保険料につきましては、収入済額1億4,556万3,690円、収納率は全体で99.47%、前年度比較0.13ポイントの増となっております。現年度分の収納率は99.86%、滞納繰越分の収納率は22.98%でございます。不納欠損額6万6,230円は時効成立によるものが9件、3名でございます。うち1名は生活保護受給者でございます。収入未済額は70万9,120円でございます。令和2年4月から現在

までの滞納繰越分の収納状況につきましては、令和2年8月末で21万2,880円を収納しております。今後も引き続き収納率の向上に努めてまいります。

款の2、使用料及び手数料、項の1、手数料、目の1、督促手数料は、1件200円、132件分でございます。

款の3、繰入金、項の1、目の1、一般会計繰入金の収入済額2,450万5,704円でございます。内訳は、低所得者の保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定制度繰入金、事務にかかる経費として事務費繰入金、糖尿病性腎症重症化予防事業及び人間ドック補助事業にかかる事務費繰入金でございます。

次に、款の4、項の1、目の1、繰越金。平成30年度決算の余剰金を繰り越したもので…（「簡単でいいですよ。」の声あり）はい。1,175万3,205円でございます。（「主立ったものでいいよ。」の声あり）はい。

款の5、諸収入は、延滞金9件、4人分となっております。

次の376、377ページを御覧ください。項の2、目の1、雑入。こちらは前年度に町が支払った保険料の精算分を還付金として後期高齢者医療広域連合から受け入れたものでございます。

次の378、379ページを御覧ください。歳出でございます。款の1、総務費、歳出済額32万5,350円は、被保険者証の発行や郵送料など、一般的な事務にかかるものや保険料の決定通知書発送に伴う経費でございます。

款の2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、支出済額1億7,657万3,152円は、保険基盤安定負担金と被保険者から徴収しました保険料を広域連合へ納付したものでございます。

款の3、諸支出金につきましては、過年度の保険料にかかる還付金で、年金特別徴収者の転出や死亡に伴う還付13件でございます。

款の4、保険事業につきましては、人間ドック補助金を1件につき2万円、23件分を交付いたしました。

次の380、381ページを御覧ください。平成30年度から国保会計で実施しております糖尿病性腎症重症化予防事業を、令和元年度は後期高齢者も併せて実施いたしました。

款の5、予備費につきましては、一般管理経費の人間ドック補助金へ充用い

たしました。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第9号令和元年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第12「報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

政 策 推 進 課 長 それでは、報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率について御報告をさせていただきます。

本件につきましては、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにするために、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4月により全面施行され、この法律に定められた健全化判断比率は4つの財政指標の総称といたしまして、1つ目に実質赤字比率、2つ目に連結実質赤字比率、3つ目に実質公債費比率、4つ目に将来負担比率の指標となっております。併せて、公営企業会計の資金不足比率の公表が毎年度義務づけられておりますので、ここで御報告をさせていただきます。

またですね、財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員からこの4つの指標をもとに、その算出根拠となる数値を検証して、計数が適正に

行われているかを確認をし、その結果に対して財政状況の分析、財政健全化の推進の必要性等について、監査委員の審査を受けたところ適正と認められましたので、議会に報告させていただくものでございます。

それでは個別の指標について御説明をさせていただきます。1枚おめくりいただき、別紙になります。1つ目に、令和元年度決算に基づく松田町健全化判断比率で、単位はパーセントでございます。まず、表の左からでございます。実質赤字比率でございます。これは一般会計等、いわゆる用地取得特別会計を含むものを対象にした実質赤字額ですね、標準財政規模に対する比率でございます。分母の標準財政規模は、いわゆる自治体が通常の水準の行政サービスを提供するために必要な一般財源をどの程度持っているかを表す指標で、いわゆる町税や譲与税、いわゆる普通交付税の合計となります。この括弧内の数値でございますが、15%を超えますと早期健全化団体となります。松田町におきましては赤字ではなく、比率がないものとされますので、ここで横棒となっているものでございます。ちなみに、このマイナス指標を出しますと、松田町はマイナスの7.2%となる状況でございます。

次に、連結実質赤字比率でございます。これは企業会計等まで含めた全会計を対象とした実質赤字、いわゆる資金不足額のいわゆる標準財政規模に対する全会計の比率でございます。こちらにつきましても括弧内の20%を超えますといわゆる早期健全化団体となりますが、松田町におきましては横棒として赤字は算出されておりません。なお、こちらにつきましてもですね、指標を、黒字の指標を算出しますと、マイナスの29.94%という数字が出ております。

続きまして、実質公債費比率でございます。こちらは地方公共団体の一般会計等が負担する公債費及び公債費に準ずるもの。準ずるものというのは、他会計へ繰出金や他団体の繰出金のうちの公債費に当たるものでございます。こちらも標準財政規模に占める割合を表したもので、分子につきましては、おおむね償還の元金と利子になるものでございます。過去3年間の平均の値をもとにして、この比率が括弧内の25%以上の団体につきましては地方債の発行に国の許可が必要となり、いわゆる35%を超えますと財政再生団体となりますが、松田町におきましては5.3%と、昨年度比、対比では0.3%の減となっております。

す。傾向といたしましては、地方債償還が進み、災害復旧事業債等の元利償還金の額の減少と、いわゆる法人税収入の減による標準財政規模の減により、単年度の値は前年度とほぼ横ばいとなりまして、3か年の平均においても減少しているところでございます。ちなみにですね、過去の推移を見ますと、平成20年度が9.0%、平成21年度は9.2%となっている状況でございます。こちらにつきましてはですね、上郡内の状況でございます。中井町が2.2%、大井町が、これマイナス表示出ます。2.3%。いわゆる健全化法に基づくマイナス表示となっておりますが、いわゆる償還額が少ないことと、いわゆる標準財政規模が高いためにマイナス表示が出ます。山北町が7.6%、開成町が6.1%と聞いているところでございます。

続きまして、将来負担比率でございます。これは普通会計が将来負担すべき負債の標準財政規模に占める割合となります。公営企業も含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合を表したものでございます。括弧内の350%を超えますといわゆる財政再生団体となりますが、松田町は65.3%となっております。こちらにつきましては昨年度比3.6%の増となっております。主な増額理由にいたしましては、地方債の現在高として、例年実施しています道路整備等によるもの以外に、今回は防災行政無線デジタル化等にかかる地方債の影響によるものと考えてございます。こちらもちなみに平成19年が110%、平成20年が105%という状況になっているところでございます。こちらの近隣のデータといたしましては、中井町、大井町は充当可能財源が将来負担額を超えているため、数値はございません。また、山北町が53.6%、開成町が59.9%と聞いているところでございます。

最後に2つ目のですね、令和元年度決算に基づく松田町の公営企業の資金不足比率でございますが、御覧のとおり、松田町の下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計、上水道事業会計につきましては、予算不足の比率がありませんので、横棒となっております。なおですね、昨年度、議員さんのほうがちょっと御指摘…依頼がございました、法に基づく指標ではございませんが、仮に一般会計から繰入金を見込まない場合、いわゆる繰入れゼロという推計をした場合どうなのかという指摘がございますので、簡易水道、事業会計、特別会

計につきましては、一般会計繰入金が1,691万5,000円になりますので、その額を含めない形で、0.5%という数字を示してございます。下水道事業特別会計につきましては3.8%という数値を示してございます。いずれにいたしましても、健全化判断比率の20%以内であるということで、今、状況になっているものでございます。

それでは、1枚おめくりいただき、参考資料でございます。こちらは7月31日付で提出された財政健全化法の規定により、監査委員の審査を付し、その審査意見を添付させていただきますので、後ほど御高覧をいただければと思います。

以上、説明のほう、報告を終わりにさせていただきます。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 日程第13「報告第6号有限会社みやまの里の経営状況について」を議題とします。

本件も報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

観光経済課長 それでは、報告第6号有限会社みやまの里の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして報告をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。有限会社みやまの里の概要でございます。項番の3、概要のみとさせていただきます。みやまの里は平成8年4月1日に設立をされております。

4番、資本金は500万円でございます。15名の方の出資で…出資者がいらっしやいます。松田町は資本金の60%、100株中の60株ですね。300万の出資をしてございます。役員につきましては、代表取締役ほか3名となっております。

項番の7、役員また社員の給与等は以下に記載されているとおりでございますので、御確認のほどお願いします。

1枚おめくりいただきたいと思います。2ページ目をお開きください。それ

では、総会資料ということで、令和元年度の事業報告書に基づきまして、主な事業のところだけ報告をさせていただきます。4月ですね、まず施設利用者の抽選会から始まりまして、各運動施設等の維持管理を定期的に行っておられます。5月28日には通常総会ということで、社員会議並びにまた報告会をですね、年4回開催されてございます。業務報告や事業進行管理をこういったところで行っていただいているということでございます。

続きまして、3ページ目、横のほうを御覧ください。令和元年度における各施設の利用人数でございます。表の見方でございますが、それぞれの施設の月別の利用回数、人数、下段には年間の合計数を、また、最下段にはですね、前年度の実績も記載をさせていただいております。平成30年度と元年度比較をいたしますと、利用者数でございますが、管理センターやテニスコートで約10%の減、グラウンドにつきましては微増といった結果となっております。減の要因といたしましては、年度末、3月に新型コロナ感染症によるですね、宿泊の予定のキャンセル等々があると。あとは継続的に少子化に伴う利用者の減があるというふうにみやまの里さんでは分析をされているところでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、4ページ目をお開きください。損益計算書になります。初めにですね、純売上高でございます。こちらに記載されてるセンターとは管理センターの利用料金になります。208万8,674円、また、グラウンドやテニスコート、こちらのほうの収入が合計で104万4,520円ということでございます。その他についてはナイターの利用料等、またバーベキュー等ですね、ということでございます。

そうしますと、一番右が、下のほうですけども、右側ですね、下じゃない。377万4,699円、これが純売上高の合計金額となっております。このことによりまして、純売上高イコール売上総利益となりまして、377万4,699円が売上げの総利益となります。

次に、販売費、一般管理費でございますが、461万7,034円で、右側の5ページにですね、その内訳が記載されております。細かくは申しませんが、役員の報酬から保険料まで、それぞれの費目ごとに支出をされている経費となっております。

そうしますと、また、すみません、4ページにお戻りいただきまして、売上総利益が先ほど申しました377万4,699円から、販売費、一般管理費の経費461万7,034円、これを差し引いた営業利益につきましては、黒のマイナスであります84万2,335円となりました。また、営業外収益といたしましては、受け取り利息514円と、町委託金とは指定管理委託料になってございます。こちらが91万円ということで、営業外収益合わせますと91万514円となります。この結果ですね、経常利益は差引6万8,179円になってございます。したがって、経常利益から法人税等の額8万3,878円を差し引きました当期の純利益につきましては、一番右下、マイナス1万5,699円になってございます。参考までに、センターの売上上げはですね、昨年度と比較いたしまして13万5,818円の増、テニスコート等は、またナイター等はですね、それぞれ10万円程度の減となっております。

1枚おめくりいただきまして、6ページのほうをお願いいたします。貸借対照表となります。左側資産の部、右側負債の部で御説明をさせていただきます。資産の部の流動資産618万9,179円につきましては、当座資産613万3,609円と、その他流動資産、こちら未収金5万5,570円の合計でございます。当座資産といたしましては、現金、普通預金、定期預金の合計としての記載でございます。左側の最下段におきまして、資産の部の合計が618万9,179円になってございます。

次に右側の負債の部でございます。流動負債としまして31万5,459円。内訳としては未払い金、また3月分の賃金、電気料、水道料等でございます。未払い法人税等は8万3,800円でございますが、負債の部、合計でですね、31万459円になります。

続きまして、下段、純資産の部の株主資本587万3,720円につきましては、先ほど申し上げた資本金500万円と利益剰余金87万3,720円を合算した金額となっております。

右側の7ページ、監査報告書を御覧いただきたいと思います。監査につきましては5月20日にですね、各種帳票を鍵和田監査役から監査をいただきまして、適正である旨の御報告を頂戴してございます。

続きまして、1枚またおめくりください。8ページ、9ページのほうになり

ます。令和2年度の事業計画となります。寄地区の発展の一環としてですね、管理センター、各種施設、また観光案内を通じまして、利用者の拡大、サービスの向上に努め、効率的な事業運営を展開していくということを計画されております。なお、指定管理期間につきましては、平成30年度からスタートしております。5年間でおりますので、ちょうど真ん中の3年目ということでございます。

最後、9ページ目でございます。令和2年度の予算書となります。前年度の予算合計が558万円、令和2年度の予算額が533万4,000円で、マイナス24万6,000円となっております。主な予算額の変更科目につきましては、このコロナ禍による利用者減の影響等を鑑みまして、収入予算において管理センターでは前年度対比20万円の減で200万円と、また指定管理委託料はですね、前年度対比5万円と、令和4年度まで毎年度5万円ずつ減少していく計算で協定を結んでございます。こういった理由となります。

以上でみやまの里の経営状況についての報告とさせていただきます。よろしくをお願いします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

12番 大 舘 二、三お尋ねします。損益計算書の中で当期純利益がマイナス1万5,000円、それから事業計画の中でですね、特産品の販売とか観光案内のアピールとかという計画はされていますけれども、以前同じような質問をさせてもらったんですが、入り口の広場というか、エントランスというか、いまだかつて利用された形跡も何もない。赤字の埋め…赤字を埋める算段とか、特産品、簡単にはなかなか手に入らないんでしょうけれども、寄地区では野菜等栽培されている農家もありますし、自家用がほとんどだと思いますけれども、販売できる部分もあると思うんだ。そういうのをですね、宣伝するというか、声がけをして、あそこで販売したりとか、することも可能だと思うんですよ。ましてや、寄地内の中で専業農家をしてられる人もいてですね、シイタケ栽培とか野菜栽培をされている方もいるんでね、時々、余談ですけども、うちも余ったのをもらったりとかしますから。そういうのを販売したらですね、今ちょっとコロナ禍で入り込み客少ないんですけども、やっぱり何かやらないと、ただ空き部屋にしと

くだけというのが、何も知恵がないんじゃないですか。それをやっぱり、行政指導も含めてきちっとやってく必要があるんじゃないですかね。指定管理料が入るからやりくりは、ね、厳しい中にもやっていけるかもしれませんが、町としても指定管理料どんどん減らしていかなきゃ、行政側からの支出を抑えるためには稼いでもらって、減らしていかなくちゃいけないわけじゃないですか。ですから、そういうことを真剣に考えてほしいなといつも思っているんですけど、お考えのほうを教えてくださいたいと思います。

観光経済課長 御意見ありがとうございます。みやまの里のほうにも確認をさせていただいておるんですが、まず、その売店的なものの収入につきましては、この損益計算書に書いてあるですね、純売上げの中のその他の部分で、おおむね20万25円ということで、大体例年並みの販売をしていただいております。これいわゆる委託販売的に、野菜ですとかこういったものを売っていただいております。

エントランスの活用につきましては、今おっしゃっていただいたように、もう少し見栄えの問題、宣伝の問題、ここら辺を強化した中でですね、いわゆるまたイベントともしっかり連携をしながらやっていきたいと思います。一義的にはそのシーズンの的なものでは、やはりどうしてもあのエントランスをいろいろな形で活用される、登山客であったり、合宿等の利用者であったり、いろいろなパターンはあると思うんですけども、そういったところも指定管理者のほうにですね、申入れをしまして考えていきたいと思います。

今後につきましては、また特にいろいろ御意見をいただいているところなんです、このコロナ禍ということですね、やはり非常に厳しいというお話でございます。そのような中でもですね、さきの補正でお認めいただきましたオンラインとかのですね、予約システムですとか、こういったものも活用しながら管理センターの活性化をさらに図っていきたいと思っています。

12番 大 館 思いは持ってられるようですけども、行動がなかなか見えないところが非常に残念ですけども。やっぱり野菜等にしてもですね、全員が農家じゃないんで、その移住者とかいっぱいられるんでね、並べて見栄えをよくすれば売れると思うんですよ。ある程度定着してくれば、それが栽培してですね、お小遣い稼ぎになると、農家の楽しみにもつながっていくんじゃないかなという

ふうに思いますけれども。あそこに留守番が常駐してるじゃないですか。ただ座ってるだけじゃ意味ないんじゃないかと思うんだよね。人の批判しちゃ悪いんだけど。でも、やっぱり、もう少し知恵を絞って、もうける方法というのかな。昔から寄の人はもうけるのが下手だって町の人から言われているようですが。その辺ちょっと頭を切り替えてですね、稼げるようにしたらいいのかなというふうに思います。

特産品とか特定なものじゃないんですよ。ただ、地域でできたものを、それだってイコール特産品じゃないですか、地元でとれたもの。今だったらサツマイモとか大根とか、そういうものね。特に寄地区の根菜類は特別うまいそうですから、うまいんですよ、特別。昼間と夜の気温差があるんで、根菜類は昔からサトイモなんか特にね、うまいって言われていますから。そういうものを販売すればかなりいい商売ができるのかなと考えますけども、やっぱり取り組む意欲がなければ全然、何年たっても同じ状況じゃしょうがないでしょう。もう少し気合いを入れて商売に励んでもらうようにしてですね、少しでも町からの支出を減らす算段をしてほしいなというふうに思います。よろしくお願いします。答弁はいいです。

議 長 要望でよろしいですか。回答必要ですか。（「答弁は要らない。」の声あり）
要らない。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 日程第14「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

申出書は総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会広報広聴常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、所管事務ほかについて、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり提出されています。

最初に総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。
委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございま

せんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議 長 以上で、本定例会に付議されました案件の全ての審議が終了しました。これをもって本定例会は閉会といたします。慎重なる御審議ありがとうございました。17日間にわたり御苦労さまでした。（16時41分）

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 3 年 1 月 2 7 日

松 田 町 議 会 議 長 飯 田 一

署 名 議 員 8 番 中 野 博

署 名 議 員 1 0 番 齋 藤 永